

Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・課題

(1) 資源生産性

資源生産性は、平成 21 年度迄は大規模公共工事の減少や産業構造の変化等により、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少したことから、資源生産性は上昇傾向にありました。しかし、近年減少傾向に転じ、平成 25 年度には約 37.8 万円/トンとなっており、目標値（平成 32 年度で 46 万円/トン）の達成に向けた状況は厳しくなっています。近年の減少の背景としては、建設工事に投入される非金属鉱物系資源の増加や発電向けの石炭の輸入量の増加によることが推測されます。

また、「土石系資源投入量を除いた資源生産性」と「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」と「産業分野別の資源生産性」は長期的に横ばいとなっています。

上記を踏まえると、資源生産性を向上させるためには、今後は大規模公共工事の減少や産業構造の変化等に起因する非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少に依るのではなく、効率的な資源利用等を促進することで、「土石系資源投入量を除いた資源生産性」や「化石系資源に関する資源生産性」、「ものづくりの資源生産性」や「産業分野別の資源生産性」を向上させていくことが望まれます。

(2) 循環利用率

循環利用率は、平成 25 年度で約 16.1%と長期的に増加傾向にあり、このまま上昇が進めば目標値（平成 32 年度で約 17%）の達成が見込めます。長期的な循環利用率の増加は、大規模公共工事の減少や産業構造の変化等による国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少と、各種リサイクル法等による循環利用量の増加が主な要因として考えられます。近年は、天然資源等投入量は減少から横ばいになっていますが、引き続き循環利用量が増加しているため、循環利用率は増加しています。また、事業者の努力を的確に計測する観点から設けられた、発生した廃棄物等のうち循環利用した割合を示す出口側の循環利用率は、平成 25 年度で約 46%となっており、目標（平成 32 年度で約 45%）を達成しています。ただし、直近の循環利用率の向上は、法律上の廃棄物に該当しない循環資源の利用量の増大によるもののため、その要因分析を行いつつ、一般廃棄物・産業廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれます。

また、「質」に着目した「隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率」は上昇しています。一方で、金属資源の違法な海外流出の問題も指摘されており、今後も引き続き、隠れたフローの大きな金属を積極的に循環利用していくことが望まれます。

今後は他の環境負荷への影響等も適切に判断しながら未利用の廃棄物を積極的に循環利用し、「量」だけでなく「質」にも考慮しながら循環利用率の向上を図っていく必要があります。また、近年は特定有害廃棄物や廃棄物等を含む循環資源の輸出量が増加傾向にあり、国外での処理状況等を的確に把握した上で適正な国際資源循環を構築していく必要があります。

(3) 最終処分量

最終処分量は、平成 25 年度で約 16.3 百万トンと長期的には減少傾向にあり、既に目標値（平成 32 年度で約 17 百万トン）を達成しています。これまでの最終処分量の減少は、廃棄物処理法や各種リサイクル法等による循環利用量の増加等により産業廃棄物を中心に大幅に最終処分量が減少したことによるものです。

一方で、産業廃棄物のリサイクルの大きな割合を占めるがれき類やばいじんは、今後リサイクルの行き場を失い最終処分されるおそれがあることから、今後も最終処分量の削減に向けて、3R の取組を進めていく必要があります。

(4) 低炭素社会に向けた取組と循環型社会に向けた取組との統合的な取組

廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量は長期的には減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています（日本の温室効果ガス総排出量に占める廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の割合は平成 25 年度で約 3%）。一方で、廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量は、平成 25 年度で約 18.6 百万トン CO₂ と推計されており、12 年度と比べ約 2.2 倍と着実に増加しています。

引き続き、適切な物質循環を十分に考慮しながら、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の抑制に努めるとともに、廃棄物の原材料・原燃料への再資源化や廃棄物発電等の廃棄物部門以外との連携も更に積極的に進めることで、日本全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献していく必要があります。

また、国際的な視点からも循環型社会と低炭素社会の統合のあり方を検討していく必要があります。

(5) 2R の取組

循環基本計画では 2R に関して様々な断面で指標を設定していますが、国全体としての 2R の取組状況を判断することができる指標は設定されていません。また、国全体として 2R の概念やインパクトについても十分に整理されておられません。このため、国全体としての 2R の概念を整理した上でその進捗状況を測る仕組みと、2R の取組を行うことによるインパクトを評価するための手法（指標）について検討を行う必要があります。

また、2R に関する個々の取組に関しても、設定した指標の対象物に対するカバー率を考慮しつつ、取組状況を正確に把握し、個々の取組を更に進展させるための方策について検討を行う必要があります。例えば、食品系の詰替・付替製品の普及等について、関係者と協力しながら、取組の進展による効果を把握することが期待されます。

(6) 環境配慮設計の推進、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に関する課題と取組の方向性

環境配慮設計や循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に向けて各種表彰制

度等で個別の先進的な取組が公表されています。また、業界団体等を中心に製品のアセスガイドラインを策定するなど、さまざまな自主的取組も行われています。さらに、グリーン購入の実施率をみると、国民、企業、地方公共団体のいずれも近年は横ばいとなっていますが、トイレットペーパー等のように既に循環資源を原料として用いた製品として一般に認知されている製品に関しては着実に利用されています。

しかし、これらの取組状況の把握は個別のものであり、国全体としての取組状況の把握には至っておりません。このため、まずは国全体としての実態を把握し、取組を進める上での阻害要因を明らかにする必要があります。

また、環境配慮設計や循環資源を原料として用いた製品の利用を進めるためには、消費者や発注者への普及啓発を進めるとともに、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に向けて東京オリンピック・パラリンピック等の機会を積極的に活用することが重要です。

(7) 物量からみた廃棄物等の3Rに向けた課題と取組の方向性

一般廃棄物に関しては、有料化や分別等のほか紙・板紙の国内消費量の減少の影響が大きく寄与したことにより排出量は減少しました。また、各種リサイクル法等の効果によりリサイクルが進み、最終処分量も削減されてきましたが、近年は、リサイクル率も最終処分量も横ばいとなっています。このほか、一般廃棄物の処理割合のうち、焼却の割合は横ばいとなっており、3Rを進めていくためには、これまで単純焼却されていた一般廃棄物を中心に、例えば、厨芥類削減やごみ有料化の更なる推進、紙類・厨芥類・プラスチック類等の再生利用など、更なる対策が必要となります。

産業廃棄物に関しては、各種リサイクル法や事業者等の努力によりリサイクルが進み、最終処分量は大きく減少してきましたが、近年は横ばいとなっています。物量でみた場合には現在最終処分されているものと焼却処理されているもののうち、大きな割合を占めているのは汚泥、ガラス陶磁器くず、がれき、ばいじんであり、いずれも主なりサイクル用途は建設資材等になっています。また、既にマテリアルリサイクルされているもののうち約2000万トン以上をリサイクルしているものとしては、土木用の再生骨材に利用されるがれき類と、主に土木・建築用のセメント原料に用いられている鉱さい、ばいじんが挙げられます。これらの主要な用途は、いずれも建設資材等（再生骨材、セメント原料）に集中していることから、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性があります。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要があります。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要があります。

IV 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題
 第1節 国民の取組

(第三次循環基本計画における国民に期待される役割)	
(国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが期待されます。)	
現在の状況	評価・課題
<p><関連する取組指標> (目標を設定する指標)</p> <p>○一般廃棄物の減量化 (1人1日当たりのごみ排出量、家庭から排出された1人1日当たりのごみの量)</p> <p>○循環型社会に向けた意識・行動の変化 (廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識、具体的な3R行動の実施率)</p> <p>○各種リサイクル法の目標達成状況</p> <p>(推移をモニターする指標)</p> <p>○国民一人当たりの資源消費量</p> <p>○耐久消費財の平均使用年数</p> <p>○2Rの取組状況 (レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)、詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模)</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率</p>	<p>○ 1人1日当たりの事業系を含むごみ排出量、及び1人1日当たりに家庭から排出されたごみの量は、目標達成に向かって年々削減が進んでいます。この削減の要因としては、個別リサイクル法の施行、ごみ袋の有料化などが考えられます。今後、目標を達成するために更なる削減を図るためには、食品ロス削減や、容器包装廃棄物や食品廃棄物の排出の少ない商品の購買行動を促し、国民一人一人のライフスタイルを変革することが重要です。</p> <p>○ 国民の意識・行動のアンケート調査や2Rの取組状況をみると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。高い意識やライフスタイルの変革の必要性についての認識があったとしても実際の行動へつなげることにハードルがあると考えられます。そのため、個々人の高い問題意識が実際の3R行動に結びつくような情報発信の在り方や、3R行動の取組を後押しする制度・社会システムの在り方について検討していく必要があります。</p> <p>○ 一般廃棄物のリサイクル率はここ数年横ばいであり、リサイクルを進めるためには、生ごみ、紙、プラの3Rや購買(グリーン購入)を進める必要があります。</p>

	<ul style="list-style-type: none">○ レジ袋辞退率や詰替製品利用など、取組のデータと意識・行動のアンケート結果の傾向に違いが出ているものなど、現在のデータだけでは取組の進展について適切な評価が難しいものがあります。これらの取組については、その要因を探り、より適切な評価方法の検討をしていく必要があります。○ 消費者の努力によって様々な取組が進展してきたところではありますが、更に3R の取組を進める上で消費者の努力にどこまで依存するのかは今後検討が必要となります。
--	--

第2節 NGO/NPO、大学等の取組

(第三次循環基本計画における NGO/NPO、大学等に期待される役割)

NGO/NPO等の民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。また、大学等の学術・研究機関は、情報を国民が理解しやすいような形で分かりやすく提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待されるとともに、学術的・専門的な知見も活かし、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割や、地域における環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

現在の状況	評価・課題
<p>【NGO/NPO等の民間団体】</p> <p><関連指標>なし</p> <p>○ NGO/NPO等の全体の取組状況に関する定量的・定性的なデータはありませんが、ヒアリングにおいては、NPOによる全国ネットワークの構築や、地域における環境コミュニケーションの担い手の育成、環境教育、自治体との連携による地域の3R取組など、幅広い取組が紹介されています。</p> <p>【大学等の学術・研究機関】</p> <p><関連指標>なし</p> <p>○ 大学等の学術・研究機関の全体の取組状況に関する定量的・定性的なデータはありませんが、ヒアリングにおいては、各学術・研究機関はそれぞれの得意分野や特色を活かした取組を進め</p>	<p>【NGO/NPO等の民間団体】</p> <p>○ 地域と連携した普及啓発、コミュニティビジネス、各主体の連携協働のつなぎ手など、新しい取り組みをしている NGO/NPO が増えていると考えられます。一方で、NGO/NPO 内における人員不足、高齢化、次世代の担い手の育成が課題となっています。</p> <p>○ 分別排出などのように当たり前となっているような取組に関しても、適切な評価を行う必要があります。</p> <p>○ 自治体と連携し、生ごみ、紙、プラの3Rや購買（グリーン購入）を進める必要があります。この際、効果を得られるに至るまでのプロセスに必要な条件を整理・分析した上で取り組む必要があります。</p> <p>○ NGO/NPO等の民間団体同士だけでなく、大学等、地方公共団体等と幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。</p> <p>【大学等の学術・研究機関】</p> <p>○ 学術・研究機関は、個人同士のネットワークで連携が進められており、組織化できていないことが課題として挙げられます。また、地域において、ノウハウを有する学術・研究機関がコーディネーターとしての役割を担うこと</p>

<p>ており、日本の研究機関は国際的にも競争力があると思われませんが、対外的な発信が不十分と指摘されています。</p> <p>○ ヒアリングにおいては、早稲田大学において、地域に密着するなどして循環型社会形成の推進に向けた取組が紹介されています。</p>	<p>が重要となります。</p> <p>○ 各主体が行っている取組やノウハウを知ることが出来るプラットフォーム作りが大事であり、様々な分野のプラットフォームとうまく連携統合することが重要となります。知見を効率的に統合化するために学術・研究機関を活用することも考えられます。</p> <p>○ NGO/NPO等の民間団体同士だけでなく、大学等、地方公共団体等と幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。</p>
---	--

第3節 事業者の取組

(第三次循環基本計画における事業者に期待される役割)

製造事業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ法令順守を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められます。また拡大生産者責任を踏まえて、適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められます。また、事業者団体は業種に応じた目標を設定すること等により全体の取組をより深化させていくことが期待されます。

小売事業者は消費者に近い事業者として、例えば、リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売、マイバックの推奨等、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められます。

廃棄物処理業者・リサイクル業者は、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められます。また、廃棄物処理やリサイクルに関する技術はその高度化を図るとともに、知的財産として適正に管理していくとともに、基礎的技術など汎用性のあるもの等はより多くの事業者が活用できるよう共有していくことが期待されます。さらにアジアをはじめとする諸外国の廃棄物・3R技術の高度化に貢献していくことも期待されます。

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPO や、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対する的確に資金供給することが期待されます。また、金融機関のコンサルティング機能を活用し、地域循環圏の形成において、地域で活動する排出事業者、リサイクル事業者等、各主体のつなぎ手の役割を果たすことが期待されます。

現在の状況	評価・課題
<p>【製造事業者等】</p> <p><関連指標></p> <p>(目標を設定する指標)</p> <p>○電子マニフェストの普及率</p> <p>○一般廃棄物の減量化(事業系ごみ排出量)</p> <p>○各種リサイクル法の目標達成状況</p> <p>(推移をモニターする指標)</p> <p>○ 2Rの取組状況</p> <p>(詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模)</p> <p>○不法投棄の発生件数・投棄量</p> <p>○環境マネジメント等の実施</p>	<p>【製造事業者等】</p> <p>○ 電子マニフェストの普及とともに、不法投棄件数は年々減少しているなど、廃棄物の適正処理に関する取組は着実に進んでいるものと評価できます。</p> <p>○ 事業系ごみ排出量は、近年横ばい傾向ですが、その増減要因が十分に把握できていないことから、今後、変化の要因を明らかにすると共に、目標達成に向けた更なる取組が必要です。</p> <p>○ 産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量は近年横ばいか微増であり、排出抑制の取組とともに、再生利用の大きな割合を占めるがれき類や鋳</p>

<p>(グリーン購入実施率、環境マネジメントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率、製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況、資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数)</p> <p>○産業廃棄物の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の推移(参考)</p>	<p>さいなどについて、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要です。</p> <p>○ 「エコアクション21」の認証取得数や環境会計を実施している企業の割合の増加、また環境マネジメントシステムの「ISO14001」の横ばい傾向を踏まえると、企業の環境に対する意識は着実に上昇しているともものと評価できる一方で、環境会計を実施している割合や環境報告書を公表している割合、グリーン購入の実施率では、上場企業と非上場企業では乖離がみられることから、非上場企業の取組を進めるための更なる取組が必要です。</p> <p>○ 事業者等の取組により最終処分量の削減は着実に進んでいますが、今後、更なる取組を進めるために再生材の利用や環境配慮設計等の新しい方向性に向けて、業界ごとの特性に応じた、事業者の努力を適正に反映させることができるような指標の検討が必要になります。また、個別の取組が進んだ場合でも、国全体としては悪化してしまう可能性もあり、個々の取組だけでなく国全体の取組状況とその影響を評価する必要があります。</p> <p>○ 再生材の利用を促進する上ではコストや技術的な課題があります。単独の業界だけの取組では難しい点もあり、建設業界であれば発注者や設計者など関連する業界を含めた連携が必要です。また、地域によって再生材の需給バランス、再生利用の認定状況、再生材の利用に対する意識が異なっています。今後、再生材の利用を進めるためには、全国共通の認定基準等や東京オリンピック・パラリンピック等の機会を活用した再生材の需要の創出が必要</p>
---	--

【事業者団体】

○ 平成 27 年度の自主行動計画フォローアップによれば、

・(一社)日本経済団体連合会は、環境自主行動計画において、平成 27 年度における産業廃棄物最終処分量を平成 2 年度実績の 65%減にするという目標と業種ごとの特性・事情等に応じた独自の目標(再資源化率等)を掲げ、循環型社会の形成に向けた主体的な取組を推進しています。(一社)日本経済団体連合会における平成 25 年度の産業廃棄物最終処分量(32 業種)は、約 484 万トンと平成 12 年度実績比で約 73.5%削減されており、目標を達成しています。

・一方で、産業廃棄物最終処分量(32 業種)は、平成 24 年度実績と比較して約 24.7 万トン増加しました。増加要因としては、公共事業予算の増額や消費増税を控えた駆け込み需要による建設受注の増加、火力発電所の稼働状況変化及び原料品位の低下等による再資源化できない副産物の増加などが報告されています。

・また、現在利用可能な環境技術や現行の法制度の下で、これ以上の削減が困難な業種も多く、近年、削減量も契機に左右されやすくなっているが、今後も最終処分量削減努力を続けるほか、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の一層の推進に努めるとしています。

・循環型社会の形成に向けた各業種の

です。また、廃棄物からの卒業の考え方を整理し、再生材を利用した製品として認知されているものも改めて評価していく必要があります。

【事業者団体】

○ (一社)日本経済団体連合会は、環境自主行動計画で掲げている最終処分量の目標値を平成 20 年度に達成しています。一方、業種別の独自目標を含め、設定されている目標のほとんどは最終処分量や再資源化率等となっています。

今後、更なる取組の深化として、2R の取組を進めるとともに、業種に応じて、製品アセスメントのガイドラインの整備や、資源生産性などの考え方にもとづいた取組の方向性や方針、目安を定めることなどの検討が重要となります。また、そのような取組を適切に把握するための仕組みづくりが必要です。

○ 業界団体の自主的な取組は日本の強みであり、この取組を進めていくことで国際的にアピールできると考えられます。また、これまでに培ってきた日本のノウハウや技術を活用し、発展途上国等における廃棄物のリサイクルの推進を行う等の国際貢献も重要となります。

○ 建設業のような請負業は、環境配慮設計の推進、廃棄物の発生抑制と再生品の利用の推進には、発注者・設計者の理解が不可欠であり、業界を跨いだ取組が重要となります。

○ 個別の取組を評価する場合は、そのカバーする範囲や、原単位でなく総量を考慮する必要があります。

具体的な取組としては、火力発電熱効率の維持・向上、需要管理の徹底による返品削減、事業系一般廃棄物の削減、レジ袋削減等のリデュースに関する取組や、廃棄物等の分別徹底、技術開発・用途開拓による廃棄物・副産物の製品化、製造設備等の部品の再利用等のリユース・リサイクルに関する取組等を実施しています。また、東日本大震災後、2012年度以降には、被災地の一刻も早い復興に向けた、防波堤や塩害を受けた農地の復旧等に向けたリサイクル資材の活用や廃棄物や除染廃棄物の処理に向けた仮設焼却施設的设计・建設等による廃棄物の減容化への取組等が行われています。

- ヒアリングにおいて、建設業が産業廃棄物の排出側及び再生資源の需要側の両方で大きな役割を担っており、環境自主行動計画を策定し、建設業界の3Rの取組を推進している例が紹介されています。
- ヒアリングにおいて、電機・電子機器4団体が、家電リサイクル等の仕組みにより、自己循環システム確立による実効性ある環境配慮設計の推進を目指し、環境自主行動計画において、家電製品の環境配慮設計における関係者との情報共有、製品アセスメントマニュアル開発、資源再利用指標やプラスチック部品・識別表示のJIS規格化を進めている例が紹介されています。
- ヒアリングにおいて、全国清涼飲料工業会が、環境自主行動計画において最終処分量を前倒しで達成し、独自目標である再資源化率も99%以上を達成。また、ペットボトルの軽量化など、リデュースが進展している例が紹介されています。

<p>【小売事業者】</p> <p><関連指標></p> <p>（目標を設定する指標）</p> <p>○各種リサイクル法の目標達成状況 （推移をモニターする指標）</p> <p>○2Rの取組状況 （レジ袋辞退率、びんのリユース率の推移）</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率</p>	<p>【小売事業者】</p> <p>○家電リサイクル法、小型家電リサイクル法や資源有効利用促進法等の回収において、小売店は重要な役割を果たしています。</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率は横ばいであり、自治体と連携し、生ごみ、紙、プラの3Rや購買（グリーン購入）を進めることが期待されます。</p> <p>○レジ袋辞退率は向上する一方で、びんのリユース率の推移（リターナブルびんの使用率）については、減少傾向が続いており、小売事業者における3Rの促進を図る必要があります。</p> <p>○消費者との接点が多い立場であることから、消費者の3Rに対する意識向上を図る情報伝達及び双方向のコミュニケーションを行うことで、消費者と協働して3R行動を実践していくことが期待されます。</p>
<p>【廃棄物処理業者・リサイクル業者】</p> <p><関連指標></p> <p>（目標を設定する指標）</p> <p>○循環型社会ビジネス市場規模</p> <p>○電子マニフェストの普及率</p> <p>（推移をモニターする指標）</p> <p>○優良認定された産業廃棄物処理業者数</p> <p>○不法投棄の発生件数・投棄量</p> <p>○ヒアリングにおいて、大手建設会社と廃棄物処理業者、製造業者・発電事業者の連携事例（廃石膏ボードの協業事業スキームやバイオマス発電の協業スキーム）の事例が挙げられています。</p> <p>また、今後リサイクルを進展させていくためには、入口（集荷量）の確保、中間処理技術の確立（品質確保）、出口</p>	<p>【廃棄物処理業者・リサイクル業者】</p> <p>○優良認定された産業廃棄物処理業者数は着実に増加し、また、循環型社会ビジネスの市場規模は、少しずつ増加はしてきているものの、目標達成に向けて、育成に向けた更なる取組を積極的に行う必要があります。</p> <p>○取組の規模拡大や多角化ができるような自治体、排出業者、製造事業者の連携が重要になります。そのためには技術面や民間委託に対する理解等が必要になります。一方でユニバーサルサービスとして利益が上がらない地域でもサービスを提供しなければならず自治体との役割分担も重要となります。</p> <p>○今後、人口減少等によって人手が不足するといった問題もあります。優良な廃棄物処理業者・リサイクル業者を</p>

<p>(再資源化)の確保、規制の緩和が必要と指摘されています。</p> <p>○ ヒアリングにおいて、各種リサイクル法や一般廃棄物処理業を幅広く展開する事例が挙げられています。</p> <p>【金融機関・投資家】</p> <p><関連指標>なし</p> <p>○ ヒアリングにおいて、現時点で地域金融機関の定量的評価は困難ですが、地域での循環構築に向けて、地域金融機関による取組はほとんど行われていないと指摘されています。</p>	<p>支援するためにインセンティブの強化を行うことも必要になります。</p> <p>○ 今後再生材の利用を促進する上では製造業者や単独業界だけの取組では難しい点もあり、再生材の品質の向上も含めた取り組みが必要です。</p> <p>【金融機関・投資家】</p> <p>○ 地域循環圏の構築に向けて地域金融の果たす役割は重要ですが、現在はあまり取組がなされていないことから、取組状況の把握を進めるとともに、地域金融の有する地域のネットワークを活用し、地域内の他の主体との連携を行うことで地域循環圏を構築し、地域での雇用創出に繋げる必要があります。</p>
---	---

第4節 地方公共団体の取組

<p>(第三次循環基本計画における地方公共団体に期待される役割)</p> <p><u>地方公共団体</u>は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められます。特に、<u>都道府県</u>は、広域的な観点から、市町村等の調整機能を果たすことが、<u>市町村</u>は、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められます。</p>	
現在の状況	評価・課題
<p><関連指標></p> <p>(目標を設定する指標)</p> <p>○各種リサイクル法の目標達成状況 (推移をモニターする指標)</p> <p>○生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率</p> <p>○一般廃棄物のリサイクル率</p> <p>○使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合</p> <p>○廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況</p> <p>○地域における循環型社会形成に向けた取組 (地方公共団体による循環基本計画の策定数、地域循環圏形成のための取組数)</p> <p>○海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数</p> <p>○ ヒアリングにおいて、都道府県の取組として、「持続可能な資源利用」への転換に向け、サプライチェーン全体を視野に入れた取組(資源ロスの削減、エコマテリアルの利用促進、廃棄物の循環利用の更なる促進)に積極的に取り組む例が紹介されています。</p> <p>一方で、都道府県は直接廃棄物処理事業を行っている訳ではなく、市町村との連携が不可欠とされています。</p> <p>○ ヒアリングにおいて、市町村の取組</p>	<p>【都道府県・市町村】</p> <p>○ 地域の循環基本計画等策定数は約8割に上りますが、その内容には程度に大きな差があり、質の向上が必要です。</p> <p>○ 地方公共団体の取組の進捗を測るための指標は、まだデータを集める仕組みが整っていないものが多いことから、まずは適切に進捗を測るためのデータ収集・整備のための仕組みづくりを行う必要があります。特に、地方公共団体における廃棄物に関する各種実態調査について、今後改善に向けた検討を行う必要があります。</p> <p>○ 地方公共団体は、各主体間のコーディネーターとしての重要な役割を果たすことが求められている一方、事業者間のマッチング等の経験が乏しく、十分に機能できていないという指摘があります。住民に向けて、事業者やNPO等の先進的な取組を紹介するなど、各主体の取組の共有化を図るとともに、第三次循環基本計画に定められた各主体に期待されている役割を踏まえ、各地域の実情に応じて地方公共団体が率先して事業者等の各主体に何をすべきかというメッセージを出していく必要があります。また、住民に向けても事業者の先進的な取組を普及啓発していく必要があります。</p> <p>○ それぞれの地方公共団体の区域内だ</p>

として、「生ごみの分別資源化」「プラスチックの分別資源化」「紙・布の分別徹底」「紙おむつの再資源化」に積極的に取り組む例が紹介されています。その際には、目に見えるリサイクル・ループを住民に示すことの重要性が指摘されています。

けで考えることには限界があり、広域的に考えることが必要になりますが、広域連携は大局的に見る必要があります。国として方向性を示すことが必要になります。一方、国、都道府県、市区町村の狭間に落ちてしまうような取組については、地方公共団体の主導によって積極的かつ柔軟な取組が期待されます。

- 地域内において住民と行政が対立の立場にならないようにステークホルダー間で情報を共有し、一歩先に行くための議論を行う場も必要となります。
- NGO/NPO等の民間団体同士だけでなく、大学等、地方公共団体等と幅広い主体と連携・協働し、取組の輪を広げることで、相乗効果を図っていくことが必要です。

【都道府県】

- 「エコマテリアルの利用促進」等といった上流の政策については、都道府県がコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

【市町村】

- 小型家電リサイクル法については、平成25年4月の施行以降、参加市町村が341（全市町村の19.6%、平成25年4月時点）から1,073（全市町村の61.6%、平成27年4月時点）に増加し、また、「実施に向けて調整中」を合算すると、75%の市町村が前向きな意向を示しており、積極的に取り組まれています。

一方で、同法の基本方針に掲げる回収目標量（1年当たり14万トン）の達成に向けては、参加市町村の拡大とともに、市町村の規模や体制の違いを

	<p>踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要です。</p> <p>○ 家電四品目の回収率が新たに設けられ、不法投棄や違法なスクラップ輸出を抑制するため、回収義務外品に対する回収体制の構築や不法投棄防止に向けた取組が必要です。</p> <p>○ 一般廃棄物のリサイクル率は、近年横ばいとなっており、地方公共団体の取組として、生ごみ、紙くずの3Rに関する取組や購買（グリーン購入）に関する取組が重要と考えられますが、これらの取組を進展させるためには効果を得られるまでのプロセス毎に必要な条件等を整理・分析をする必要があります。</p> <p>また、再利用されることが確実にであると市町村が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要となる制度（再生利用指定制度）など、地方公共団体において選択的に利用できる手法を積極的に活用することが重要です。</p> <p>○ ごみ焼却施設の発電施設、総発電能力、総発電電力量のいずれも増加していますが、今後、3Rの推進等により焼却せざるを得ないごみの量の減少が見込まれることから、効率の良い施設を増加させていく必要があります。また、分別等の促進によるごみの組成変化についても十分に留意していく必要があります。</p>
--	--

V 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）

（第三次循環基本計画における循環型社会の形成に向けて国が講じていく施策の基本的な方向）

① 排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底や、拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進します。また、2Rの取組がより進む社会経済システムを構築するための取組を進めます。

② 廃棄物等を貴重な資源として捉え、そこから有用な資源を回収したり、エネルギー源として利用したりするなど、その有効活用を図ることとし、資源確保の観点を強化します。また、海外では適正な処理が困難で資源戦略上価値の高い廃棄物等については、日本への輸入を積極的に行います。

③ 有害物質の混入防止・適正処理、廃棄物処理体制の充実、有害物質情報に関する情報共有と関係者間の意思疎通・理解の促進、不適正輸出に係る水際対策の強化などの安全・安心の観点からの取組を拡充します。

④ 循環型社会の形成に向けた取組が、（ア）2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという地球温暖化対策の目標や、（イ）生物多様性に関する世界目標である愛知目標に貢献することも念頭に、低炭素社会づくり・自然共生社会づくりとの統合的取組を進めます。

⑤ 地域循環圏の形成に向けて、一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、それぞれの地域の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めます。

⑥ グリーン・イノベーションを推進し、循環産業の発展を促します。

⑦ 廃棄物・リサイクル関係の各個別法の運用・見直しにあたっては、各個別法間の連携も考慮しつつ、2R（リデュース・リユース）の推進、有用資源の回収、安全・安心の確保など、本計画の内容を踏まえ、総合的かつ計画的に行います。

⑧ アジアをはじめとする途上国において循環型社会を形成するための取組や、地球規模での循環型社会を形成するための国際的取組を積極的に推進します。さらに、これらの取組とも連携しつつ、静脈産業をはじめとする循環産業の海外展開を積極的に支援します。

1 「質」にも着目した循環型社会の形成

<関連する取組指標>

一般廃棄物の減量化（1人1日当たりのごみ排出量、家庭から排出された1人1日当たりのごみの量）・循環型社会に向けた意識・行動の変化（廃棄物の減量化や循環利用・グリーン購入の意識、具体的な3R行動の実施率）、循環型社会ビジネス市場規模・各種リサイクル法の目標達成状況・国民一人当たりの資源消費量・生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率・耐久消費財の平均使用年数・2Rの取組状況（レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）、詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模）・環境マネジメント等の実施（グリーン購入実施率、環境マネジメントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率、製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況、資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数）

（第三次循環基本計画 第5章第2節の項目）	第1回点検の進捗状況 （平成25・26年度の取組）	第2回点検の進捗状況 （平成27年度の取組）	評価・課題
（1）2Rの取組がより進む社会経済システムの構築			
※関係省庁：環境省・経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省			
<p>① 社会経済システムとして2Rを推進すべく、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けることを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2Rに関する優良事例集やデータブック、及び「3R行動見える化ツール」の改良と簡易版の作成 「一般廃棄物処理有料化の手引き」等のガイドラインの市町村への普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 規制的手法等を用いた2Rシステムモデル事業の実施 「3R行動見える化ツール」に食品ロス削減取組を追加 2Rの取組状況を把握するための指標の検討 一般廃棄物会計基準に係るケーススタディの実施及び普及促進方策の検討 	<p>① 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築に向けて、前回点検より取組が進められています。2R取組の制度化に向け、一層取組を進める必要があります。</p>
<p>② 2Rの取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リターナブル容器の利用等の川上の事業者の積極的取組を社会的費用にも配慮しつつ推進することが必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。また、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】2Rに関する優良事例集やデータブック、及び「3R行動見える化ツール」の改良と簡易版の作成 小売事業者における環境配慮型容器包装販売に対する消費者調査 容器包装について、3R推進団体連合会による自主行動計画に基づく取組状況を聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】「3R行動見える化ツール」に食品ロス削減取組を追加 小売事業者における環境配慮型容器包装販売に対する消費者調査及びリデュース設計の促進に係る課題等調査 容器包装について、3R推進団体連合会による自主行動計画に基づく取組状況を聴取 ISO18602（包装の最適化）及びJIS Z 0130-2の効果的な活用方法について検討を行い、事例集やガイドラインを作成 	<p>② 2Rを進めている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を一層進める必要があります。</p>

<p>③ リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、盗品販売など事業者の不適正行為防止のための法令遵守体制（コンプライアンス）の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進する。</p> <p>また、経済活動に適合し、2Rにビジネススペースで取り組む象徴的な事例を創出・定着させることを目的に、社会実験として、事業者等による先進的取組を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •びんリユースモデル事業や製品リユースモデル事業の実施、「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」の作成 •グリーン購入法に基づく基本方針の定期的な見直し •【再掲】びんリユースモデル事業や製品リユースモデル事業の実施、「市町村による使用済製品等のリユース促進のための手引き」の作成 •大手量販店等に対して、特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準の作成状況を確認。また、消費者に対して、優良なリユースを行う業者に関する情報発信の方法を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> •びんリユースモデル事業や製品リユースモデル事業の実施 •グリーン購入法に基づく基本方針の定期的な見直し •【再掲】びんリユースモデル事業や製品リユースモデル事業の実施 •引き続きリユース・リサイクル仕分け基準の作成状況を確認し、適正なリユース促進のための取組を検討し、回収率向上のためのアクションプランに盛り込む。 	<p>③ リユース産業の拡大のため、一層の法令遵守を求めるとともに、性能保証などの環境整備を今後推進する必要があります。</p>
<p>④ 「3R行動効果の見える化」として、リサイクルも含めて、個々の消費者・小売店をはじめとする事業者が実際に取り組むことができる3R行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する。また、3R行動効果の結果を簡易に販売促進や環境報告書への記載などに活用できるようにし、取組実施のインセンティブとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •【再掲】「3R行動見える化ツール」の改良と簡易版の作成 	<ul style="list-style-type: none"> •【再掲】「3R行動見える化ツール」に食品ロス削減取組を追加 	<p>④ 3Rの行動効果の販売促進や環境報告書への活用について、今後推進する必要があります。</p>
<p>⑤ 国民の「もったいない」という文化、意識を活かし、消費者、各事業者が連携して、食品廃棄物、容器包装の削減などフードチェーン全体の改善に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •平成26年4月に75業種のうち26業種について食品廃棄物等における発生抑制の目標値を設定。 •食品ロス削減のため「3分の1ルール」等の商慣習見直しの実証事業、フードバンク活動の強化、食品ロス削減国民運動を実施。 •全国生活衛生営業指導センターが策定した食品リサイクル推進指針に基づき、「食品リサイクル地域推進会議」を設置し、生活衛生同業組合の再生利用事業計画作成を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> •平成27年8月に、新たに5業種において、食品廃棄物等における発生抑制の目標値を設定。 •全国の食品ロス発生量の推計の精緻化を実施。 •【再掲】「3R行動見える化ツール」に食品ロス削減取組を追加 •食品ロス削減に資する商慣習の見直しやフードバンク活動支援。 	<p>⑤ 食品ロスに関して、発生抑制の目標値を設定している業種の追加やデータの精緻化、見える化などの各種取組が行われており、引き続き取組を進める必要があります。</p> <p>容器包装についても取組が進められていますが、フードチェーン全体の取組に向けて、一層の取組が必要です。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】小売事業者における環境配慮型容器包装販売に対する消費者調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】小売事業者における環境配慮型容器包装販売に対する消費者調査及びリデュース設計の促進に係る課題等調査 	
<p>⑥ 長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の活用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画の認定を実施（新築住宅着工に対する認定住戸の割合は11.9%）。認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26度には、新築住宅着工に対する認定住戸の割合は11.3%。 	<p>⑥ 新築住宅着工に対する認定住戸の割合が減少しており、長期優良住宅制度に基づく運用をより一層進める必要があります。</p>
<p>(2) 使用済製品からの有用金属の回収</p>			
<p>※関係省庁：環境省・経済産業省</p>			
<p>① 小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、既存の取組ともあいまって全国的な回収率が上がり主要なリサイクル制度として定着するよう、(ア)市町村が主体となった回収体制構築のための地方公共団体等に対する支援、(イ)制度の意義・効果等に関する普及啓発、(ウ)各主体間の連携促進等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法を平成25年4月から施行し、38事業者の再資源化事業計画の認定。 ・制度の普及拡大のため、実証事業（合計193市町村参加）や市町村向け説明会、事業者との情報交換会等を実施。制度の意義・効果等の普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年までに46事業者の再資源化事業計画を認定。 ・制度の普及拡大のため、実証事業に「都道府県連携型」を追加し、合計188市町村参加が参加。 ・環境イベントを通じた普及啓発、優良事例集の取りまとめ、情報提供の在り方などの検討を実施。 	<p>① 小型家電リサイクル法に参加する認定事業者数や市町村数は順調に増加していますが、引き続き、回収量の拡大に向けた取組を行う必要があります。</p>
<p>② 次世代自動車や超硬工具等のレアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、平成24年に「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」として取りまとめられたレアメタル等のリサイクルに係る対応策を踏まえ、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向け、着実に取組を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】解体業者と製錬業者の連携によって使用済自動車に含まれる貴金属等を効率的に回収する取組（平成25年度）や自動車に含まれるコンピューター基板等について高付加価値なリサイクル実現のための事業への支援（平成26年度）を実施。 ・コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリー、タングステンを含む超硬工具の回収量の確保及びリサイクル効率性の向上に向けた実証事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「【再掲】「省CO2型リサイクル設備導入支援事業」及び「低炭素型3R技術・システム実証事業」において、有用金属回収を行う選別設備の導入支援や家電等の高効率破碎、選別、リサイクルシステムの実証を実施。」 ・リサイクル優先レアメタル回収技術開発・実証により、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業3件を採択。 	<p>② 各種事業を通じて、使用済製品からのレアメタル等のリサイクルに係る実証や設備の導入が進められており、回収率・リサイクル効率性の向上のための取組を引き続き進める必要があります。</p>

<p>③ 拡大生産者責任の理念に基づき、素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かりやすく表示したり、部品をユニット化したりする製品設計段階の取組や、企業秘密に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。</p> <p>また、使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の製造者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用済製品について、広域認定制度等による製造事業者等の自主回収及び再生利用を促進（平成 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済製品について、広域認定制度等による製造事業者等の自主回収及び再生利用を促進（平成 28 年 1 月末一般廃棄物 95 件、産業廃棄物 251 件） 	<p>③ 前回点検からも取組が進められておらず、今後、拡大生産者責任の理念に基づき、製品の機能・安全性に留意しつつ、製品設計段階の取組や、有用金属の含有情報の共有化を進める必要があります。</p> <p>また、廃棄物処理法の広域認定制度等の活用を引き続き進める必要があります。</p>
<p>④ 使用済製品から有用金属を回収し、リサイクルするために必要となる新技術の研究・開発を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境研究総合推進費において、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を採択（平成 26 年度 6 件）。 【再掲】「低炭素型 3R 技術・システム実証事業」を通じて、解体業者と製錬業者の連携によって使用済自動車に含まれる貴金属等を効率的に回収する取組（平成 25 年度）や自動車に含まれるコンピューター基板等について高付加価値なリサイクル実現のための事業への支援（平成 26 年度）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境研究総合推進費において、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を採択（平成 27 年度 3 件） 【再掲】「省 CO2 型リサイクル設備導入支援事業」及び「低炭素型 3R 技術・システム実証事業」において、有用金属回収を行う選別設備の導入支援や高効率破碎、選別、リサイクルシステムの実証を実施。 	<p>④ 研究・開発が進められており、引き続き取り組む必要があります。</p>
<p>(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進</p>			
<p>※関係省庁：環境省・経済産業省その他の 6 省</p>			
<p>① 循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進するとともに、消費者への普及啓発を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボトル to ボトルを推進するためペットボトルを効率的に回収する方法を検討する実証事業を実施。 消費者に訴求力の高い商品を試作し、その PR 効果を検討しつつ実用化・商用化に向けたマッチング等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ボトル to ボトルを推進するためペットボトルを効率的に回収する方法を検討する実証事業を実施するとともに、関係者間の意見・情報交換を促進。 これまでの実施内容をとりまとめ、今後の方向性について検討した。 	<p>① 循環資源を用いた製品の需要拡大のための動脈・静脈連携や消費者への普及啓発については、一部品目に限られているため、一層取組を推進する必要があります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 自動車用高張力鋼板について、鉄スクラップを主な原料として、一般に製造される高張力鋼板等と同等以上の品質を確保出来るかの検証事業や調査事業を実施。 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）の認定（平成26年3月末52件）や、食品リサイクル・ループ形成支援セミナー（3カ所）や地方自治体の理解促進等のための説明会（7カ所）等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック再生材料を利用するメーカー等にヒアリングを実施し、再生処理技術等について分類・整理 「省CO2型リサイクル設備導入支援事業」や「低炭素型3R技術・システム実証事業」において、メーカー等が連携して行う水平リサイクルを支援。 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）の認定（平成27年3月末53件）。や、マッチング強化のためのセミナー（3カ所）、食品リサイクル・ループ形成セミナー（4カ所）や地方自治体の理解促進等のための説明会（7カ所）等を実施。 	
<p>② リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化のため、メーカー等とリサイクル事業者とのマッチングを実施。 【再掲】自動車用高張力鋼板について、鉄スクラップを主な原料として、一般に製造される高張力鋼板等と同等以上の品質を確保出来るかの検証事業や調査事業を実施。 環境研究総合推進費において、平成26年度に水平リサイクル等を重点研究テーマとして、研究を採択（テーマに合致する研究テーマに合致する研究を1件採択・リサイクルの推進に資する研究・開発は平成25年度8件、26年度6件）。 	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】消費者に訴求力の高い商品を試作し、そのPR効果を検討しつつ実用化・商用化に向けたマッチング等を実施。 【再掲】プラスチック再生材料を利用するメーカー等にヒアリングを実施し、再生処理技術等について分類・整理。 【再掲】「省CO2型リサイクル設備導入支援事業」や「低炭素型3R技術・システム実証事業」において、メーカー等が連携して行う水平リサイクルを支援。 環境研究総合推進費において、水平リサイクル等を重点研究テーマとして、研究を採択（テーマに合致する研究を3件採択・リサイクルの推進に資する研究・開発は平成25年度8件、26年度6件、平成27年度7件）。 	<p>② リサイクル費用の削減に向けた新技術の開発については、前回点検から取組が進んでおり、引き続き取組を進める必要があります。</p>
<p>③ 循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「資源循環ハンドブック」の作成・配布等による情報提供を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 「資源循環ハンドブック」の作成・配布等による情報提供を実施。 	<p>③ 循環資源のフローの情報提供については、取組がさ</p>

<p>費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3R 推進月間において、関係8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 3R 推進月間において、関係8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を実施。 	<p>れているものの消費者の認知は十分でないと考えられ、今後、一層取組を行う必要があります。</p>
<p>(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築</p>			
<p>※関係省庁：環境省・農林水産省</p>			
<p>① アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アスベストの適正な処理体制を確保するため、石綿含有廃棄物の無害化処理認定を定め、相談、審査、立入検査を実施。 平成26年にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用した、高濃度のPCBを含む高圧トランス・コンデンサ等を全国5箇所、安定器・汚染物を全国2箇所の拠点的広域処理施設で遅くとも平成37年度までに処理する旨を規定。また、都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるために、PCB廃棄物処理基金を造成。さらに、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設の実施（平成26年末時点で22事業者）。 	<ul style="list-style-type: none"> アスベストの適正な処理体制を確保するため、石綿含有廃棄物の無害化処理認定を定め、相談、審査、立入検査を実施。 PCB適正処理推進に関する検討委員会を開催し、PCB廃棄物の処理を安全かつ確実に一日でも早く完了するために追加的方策の検討が行われ、報告書「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」の取りまとめを実施。。また、引き続き、都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるために、PCB廃棄物処理基金の造成を行い、さらに、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設の実施（平成27年1月末時点で27事業者）。 	<p>① アスベスト、PCB等の有害廃棄物を含むものについて、適正な管理・処理が確保されるよう、引き続き体制の充実を図る必要があります。特にPCB廃棄物については、平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画に定められた処理期限までに、安全かつ確実な処理を達成するため、平成28年2月にPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会を取りまとめられた報告書を踏まえ、期限内処理の達成に必要な追加的方策を講じることとしています。</p>
<p>② 非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を採択（平成26年度1件） 	<p>環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を採択（平成27年度1件）</p>	<p>② 化学物質を含有する廃棄物等の有害性評価や適正処理に関する技術の開発・普及を引き続き進める必要があります。</p>
<p>③ リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>③ リサイクル原料の有害物質の混入状況に関する基準の策定及び効果的な管理方法の構築は取組が進んでおらず、今後取組む必要があります。</p>

<p>④ 市町村において処理することが困難な一般廃棄物（適正処理困難物）について、関係者の適切な役割分担のもとで処理体制が構築されるよう、検討を進める。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>④ 市町村において処理することが困難な一般廃棄物についての関係者の適切な役割分担のもとでの処理体制の構築等について、取組が進んでおらず、今後取組を進めていく必要があります。</p>
<p>⑤ 水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。</p>	<p>・中央環境審議会のもとに設置された水銀廃棄物適正処理専門委員会において、水銀廃棄物等が環境上適正な方法で管理されるよう、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」を取りまとめ（平成 27 年 2 月）。このほか、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するための規制措置について、産業構造審議会と合同で中央環境審議会（環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会）で検討、第 1 次答申をとりまとめ（平成 26 年 12 月）。</p>	<p>・答申を踏まえ、廃棄物処理法の政省令等を改正し、廃金属水銀を特別管理廃棄物へ指定すること等を実施（政令改正は、平成 27 年 1 月、省令等改正は、同年 12 月）。また、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）（平成 27 年 6 月）」に基づく水銀含有再生資源の管理方法等について検討を行い、平成 27 年 8 月に答申をとりまとめ。また、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）（平成 27 年 6 月）」に基づく水銀含有再生資源の管理方法等について検討を行い、平成 27 年 8 月に第 2 次答申をとりまとめ、水銀汚染防止法関係法令において、水銀含有再生資源の管理方法等について規定（平成 27 年 11・12 月）。</p>	<p>⑤ 水銀廃棄物対策については、環境上適正な管理、処分等のあり方についての検討が前回点検より進んでいますが、引き続き調査研究や検証検討を進めつつ、各主体の適切な役割分担の下、制度の最適化に向けた検討を進める必要があります。このほか、水銀汚染防止法に基づき水銀含有再生資源の管理が適切に行われるよう、必要な普及啓発を行うとともに、法施行後の適切な制度運用を図ります。</p>
<p>⑥ 埋設農薬について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（注 30）を踏まえ、都道府県が行う処理計画の策定や、周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施する。</p>	<p>・埋設農薬処理計画の策定等のため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等（4 回開催）に対する支援を実施。また、処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、周辺環境の水質調査等（60 地区）に対する支援を実施。</p>	<p>・埋設農薬処理計画の策定等のため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等（2 回予定）に対する支援を実施。また、処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、周辺環境の水質調査等（58 地区）に対する支援を実施。</p>	<p>⑥ 都道府県が行う処理計画の策定や周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を、引き続き行う必要があります。</p>

<p>⑦ 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーション（注 31）を的確に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「化学物質ファクトシート」のウェブサイト上等での公開や、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施。また、化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスク・コミュニケーションの活動を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「化学物質ファクトシート」のウェブサイト上等での公開や、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施。また、化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスク・コミュニケーションの活動を支援。 	<p>⑦ 有害物質情報についてのリスク・コミュニケーションを引き続き進める必要があります。</p>
--	---	---	---

(5) 災害時の廃棄物処理システムの強化

※関係省庁：環境省・国土交通省

① 東日本大震災における災害廃棄物処理の対応について、反省点を含め、しっかり分析するとともに、それを踏まえ、災害の被害規模の段階（ステージ）や状況に応じた対策をとれるよう、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。

② 大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに処理することができるよう、広域的な協力も含め、(ア)地方公共団体間の連携、(イ)民間事業者等との連携、(ウ)仮置場の確保を促す。

実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。

また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材や建設副産物を積極的に活用するよう努める。

- ・災害時の廃棄物処理システムの強靱化を行うため、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定。

- ・地方ブロック毎に、国、地方公共団体、民間事業者等が、地域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策について協議する場を設置。

- ・有識者会議において、平成26年3月に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定。同とりまとめに基づき、説明会や講習会を実施。

- ・復旧・復興事業の実施に当たって、関係者間で協同・連携を行い、災害廃棄物由来の再生資材を積極活用

- ・災害廃棄物対策を盛り込んだ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」を公布、同年8月に施行。

- ・有識者会合において「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」（平成27年2月）を策定。全国8箇所に地域ブロック協議会等を設置し、地域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策について協議を開始。自治体向けの災害廃棄物対策のセミナーや訓練を実施。これに基づき、自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるよう、説明会や講習会を実施。

- ・災害廃棄物のエキスパートとして環境大臣が任命した有識者や技術者、業界団体等からなる災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を発足（平成27年9月）。平成27年9月関東・豪雨災害における自治体の災害廃棄物処理の支援に加え、自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるよう、技術的な支援を実施。

- ・復旧・復興事業の実施に当たって、関係者間で協同・連携を行い、災害廃棄物由来の再生資材を積極活用。

①・② 大規模災害に備え、災害廃棄物処理システムの一層の強靱化に向けて、前回点検以降、基本法改正や対策スキームの策定、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の策定、有識者や技術者、業界団体等からなる災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の立ち上げ等取組が進められてきました。引き続き、各主体との連携、仮置き場の確保、大規模災害発生時の各主体の適切かつ迅速な支援の実施体制の構築を進める必要があります。

2 低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組

< 関連する取組指標 >

廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況（推移をモニターする指標）

※関係省庁：環境省・農林水産省・国土交通省

（第三次循環基本計画 第5章第2節の項目）	第1回点検の進捗状況 （平成25・26年度の取組）	第2回点検の進捗状況 （平成27年度の取組）	評価・課題
① 低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。このため、4の（2）に規定する廃棄物発電設備など熱回収施設整備の推進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の廃棄物処理事業者による高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備支援（平成26年度2事業）。 ・ 資源循環と低炭素化のダブル・ゼロ・エミッション実現のためのモデル事業実施（平成26年度3件） ・ 廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）において、発電効率の目標値（21%）を設定し、循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収等の重点化のために新たな交付対象事業を創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策推進のため、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業の実施による高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援（平成27年度4事業者）。 ・ 資源循環と低炭素化のダブル・ゼロ・エミッション実現のためのモデル事業実施（平成27年度6件） ・ 災害対応及び温暖化対応の観点から、施設整備支援の充実を実施。また、循環型社会形成推進交付金のマニュアル改定・周知 	①・② 廃棄物発電の導入等による熱回収やバイオマス系循環資源の燃料化などは各種支援が行われているものの、引き続き取組を進める必要があります。
② バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や、廃棄物発電等の熱回収への活用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を削減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」（5件）及び「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」（FS11件、実証9件）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」及び「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」の実施（いずれも継続案件のみ） 	

<p>③ 自然界での再生可能な資源の持続可能な利用を推進するため、バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）に基づくバイオマス資源の利活用を促進する。</p> <p>また、森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定）に基づいて、森林施業の集約化や路網整備の加速化、人材育成など森林・林業の再生を図り、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村のバイオマスを活用した地域づくりのための構想策定・施設整備等への支援 ・「森林・林業基本計画」等に基づき、林業の成長産業化の実現等に向けた各種取組を総合的かつ体系的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村のバイオマスを活用した地域づくりのための構想策定・施設整備等への支援 ・「森林・林業基本計画」等に基づき、林業の成長産業化の実現等に向けた各種取組を総合的かつ体系的に実施。 	<p>③ バイオマス活用推進基本計画に基づくバイオマスの利活用、森林・林業基本計画に基づく森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に引き続き取り組む必要があります。</p>
<p>④ 資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的利用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の運転・立地等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する。</p>			<p>④ 資源の効率的利用や生物多様性・自然環境への配慮を引き続き行うことが必要。</p>
<p>⑤ 農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動であることを踏まえ、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する養殖業等の環境保全を重視した持続的な農林水産業を推進する。</p> <p>また、農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能利用を実施。 ・経済的連携に向けた農林漁業者及び企業等向け手引き及びパンフレットを取りまとめ、同手引き等を活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進。 ・環境保全型農業直接支払による支援とともに、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成26年4月に策定し、有機農業を推進。 ・海洋環境等への負荷低減のため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設を整備（平成26年度5施設）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能利用を実施。 ・経済的連携に向けた農林漁業者及び企業等向け手引き及びパンフレットを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進。 ・環境保全型農業直接支払による支援とともに、基本方針に基づき有機農業を推進。 ・海洋環境等への負荷低減のため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設を整備（平成27年度1施設）。 	<p>⑤ 環境保全型農業等の持続的な農林水産業、草木質資源等の未利用資源の利用を引き続き促進する必要があります。</p>

<p>⑥ 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関連する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処分を円滑に進めるための検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する実態調査・モデル事業等を実施し、将来の社会システムの構築に向けたロードマップを取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の社会システムの構築に向けたロードマップを平成 27年3月に策定。処理方法・留意事項に関するガイドラインや実証事業の課題の検証を実施。 	<p>⑥ 使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処理については、ただちに大量に発生するものではないが、中長期的な増大が想定されるため、引き続き検討を進める必要があります。</p>
<p>⑦ リユースや長期使用は一般的には望ましいが、家電製品等については近年エネルギー消費効率が大きく高まっており、場合によってはリユースや長期使用がエネルギー消費の拡大につながることを踏まえ、リユースや長期使用による各種環境負荷の低減がバランスを取って効果的に実現されるよう、その参考となる指針の策定を検討する。</p>			<p>⑦ 取組が十分でないことから、使用による低炭素化等の各種環境負荷の低減がバランスをとって効果的に実施されるための指針の策定に向けた検討を今後進める必要があります。</p>
<p>⑧ 航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡（注 33）の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、東京湾及び大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、東京湾及び大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施。 	<p>⑧ 引き続き、土砂等の有効利用により、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する必要があります。</p>

3 地域循環圏の高度化

< 関連する取組指標 >

地域における循環型社会形成に向けた取組（推移をモニターする指標）（地方公共団体による循環基本計画の策定数、地域循環圏形成のための取組数）

※関係省庁：環境省・経済産業省・農林水産省・総務省

（第三次循環基本計画 第5章第2節の項目）	第1回点検の進捗状況 （平成25・26年度の取組）	第2回点検の進捗状況 （平成27年度の取組）	評価・課題
<p>① 各地域における低炭素社会や自然共生社会形成の取組、各地域における廃棄物処理計画、エコタウン事業、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（注33）、バイオマス事業化戦略（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）に基づく取組、緑の分権改革、東日本大震災からの復興に向けた取組などと連携することにより、既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を盛り込む。</p> <p>また、地方公共団体や地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して、各地において地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】廃棄物処理計画において、期間中（平成25年度～29年度）に整備されたごみ焼却施設の発電効率目標を設定（21%） ・【再掲】循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する設備の支援を重点化。 ・エコタウンにおける動脈産業と静脈産業の連携等を推進するための支援（モデル事業やFS事業の実施、エコタウン会議の開催、エコタウン事業者データベースの作成）を実施。 ・浄化槽整備に対する国庫助成により浄化槽の整備を推進したほか、浄化槽整備におけるPFI等の民間活用手法の検討や、浄化槽システム全体での低炭素化に向けた調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化の観点から、一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援を充実。 ・循環型社会形成推進交付金における「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」を改訂。 ・エコタウンにおける動脈産業と静脈産業の連携等を推進するための支援（モデル事業やFS事業の実施、エコタウン会議の開催、エコタウン事業者データベースの作成）を実施。 ・引き続き、浄化槽整備に対する国庫助成により浄化槽の整備を推進するほか、浄化槽整備におけるPFI等の民間活用手法の検討や、浄化槽システム全体での更なる環境負荷低減に向けた調査を実施。 	<p>① 既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を一層盛り込むとともに、各主体と連携・協働し、各地における地域循環圏づくりの具体化と高度化に対する取組が進められており、引き続き取組を推進する必要があります。</p>
<p>② 地域における地球温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取り組むべき温暖化対策として、循環型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環圏形成のためのモデル事業を実施。 ・下水汚泥再資源化施設の整備支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定推進、混合処理事業支援（1件）及び技術実証（2件）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環圏形成のためのモデル事業及びガイドラインの改定を実施。 ・下水汚泥再資源化施設の整備支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定推進、混合処理事業支援（1件）及び技術実証（1件）を実施。 	<p>②・③ 地域循環圏の類型に応じた低炭素な地域づくり、バイオマス系循環資源を利用した地域循環型エネルギーシステム、6次産業化の推進やリサイクル・ループの認定について取組が進められており、引き</p>

<p>それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例えば、農山漁村地域では農林水産業に由来するバイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入などを、都市・近郊地域では徹底した資源の循環利用や焼却施設等における熱回収などを支援する。このような取組を通じて、自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、裾野の広い関係者の連携による地域の活性化や自立性を高め、地域資源を活用した適正で効率的な資源循環を実現する。</p>			<p>続き取組を進める必要があります。</p>
<p>③ バイオマス系循環資源については、バイオマス事業化戦略に基づき、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進するなど、地域における各主体を含む関係者の連携の下、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取組を支援する。</p> <p>さらに、食品廃棄物由来の肥飼料を使用して作った農産物について、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組の一環としてブランド化して販売することなどにより食品廃棄物由来の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定を適切に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」（5件）及び「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」（FS11件、実証9件）の実施。 • 地域でのバイオマスエネルギー導入に係る調査を実施し、バイオマスの種類ごとに地域でビジネスとして自立するための技術指針・導入要件の策定を検討。また、実証に向けた事業性評価を実施。 • 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の支援。平成26年度までに22地域をバイオマス産業都市として選定。 	<ul style="list-style-type: none"> • 【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」及び「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」の実施（いずれも継続案件のみ）。 • 地域でのバイオマスエネルギー導入に係る調査を実施し、バイオマスの種類ごとに地域でビジネスとして自立するための技術指針・導入要件を策定。また、実証に向けた事業性評価を実施。 • 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の支援。平成27年度は12地域をバイオマス産業都市として選定。 	

<p>④ 製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。また、エコタウン事業により整備したリサイクル施設の有効活用や、循環資源を収集する側と循環資源を活用する側との連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】使用済製品について、広域認定制度や再生利用認定制度による製造事業者等の自主回収及び再生利用を促進（平成26年度末、再生利用認定制度は、一般廃棄物で67件、産業廃棄物で64件であり、広域認定制度は、一般廃棄物で95件、産業廃棄物で247件）の認定実績。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を推進（平成28年1月末、再生利用認定制度は、一般廃棄物で67件、産業廃棄物で64件であり、広域認定制度は、一般廃棄物で95件、産業廃棄物で251件の認定実績）。 	<p>④ 廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度の活用を引き続き進める必要があります。また、エコタウンなどにおいて循環資源を収集する側と活用する側の連携を一層図る必要があります。</p>
<p>⑤ 東日本大震災による住民意識の変化や経験等を踏まえ、東北地方において、地域の循環資源を最大限に利活用した復興の取組を支援し、全国的なモデルとなる地域循環圏づくりを促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体実行計画に盛り込まれた対策・施策の推進のため、自治体職員向けの研修、設備導入補助等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体実行計画に盛り込まれた対策・施策の推進のため、自治体職員向けの研修、設備導入補助等を実施。 	<p>⑤ 東北地方における復興支援を通じた全国的なモデルとなる地域循環圏づくりは、取組がなされておらず、今後取組を行う必要があります。</p>
<p>⑥ 上記を含む地域循環圏づくりを横断的に支援する観点から、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及と拡充を図るとともに、地域循環圏づくりに活用できる地域資源の賦存量・循環資源のフローの把握支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）の認定（平成26年3月末52件）や、食品リサイクル・ループ形成支援セミナー（3カ所）や地方自治体の理解促進等のための説明会（7カ所）等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）の認定（平成27年3月末53件）。や、マッチング強化のためのセミナー（3カ所）、食品リサイクル・ループ形成セミナー（4カ所）や地方自治体の理解促進等のための説明会（7カ所）等を実施。 	<p>⑥ 地域循環圏形成推進ガイドラインの普及は不十分であり、一層地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する必要があります。</p>

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

<関連する取組指標>

廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況（推移をモニターする指標）

※関係省庁：環境省・経済産業省・国土交通省。農林水産省

（第三次循環基本計画 第5章第2節の項目）	第1回点検の進捗状況 （平成25・26年度の取組）	第2回点検の進捗状況 （平成27年度の取組）	評価・課題
<p>① 廃棄物発電等の熱回収の高度化を図るため、（ア）地方公共団体による高効率廃棄物発電施設の早期整備、（イ）廃棄物発電の高効率化に向けた方策の検討、（ウ）民間事業者が行う高効率の廃棄物発電等を行う施設の整備の促進、（エ）廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及、（オ）マニュアルの作成など廃棄物発電における固定価格買取制度の活用可能性を高めるための環境整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）において、発電効率の目標値（21%）を設定し、循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収等の重点化のために新たな交付対象事業を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】災害対応及び温暖化対応の観点から、施設整備支援の充実を実施。また、循環型社会形成推進交付金のマニュアル改定・周知。 	<p>①（ア）～（オ）それぞれ取組が進められており、引き続き取組を進める必要があります。</p>
<p>② 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなどの有効利用を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策推進のため、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を実施（平成26年度は、2事業者）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策推進のため、廃棄物熱回収者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業による高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援（平成27年度4事業者）。 	<p>② 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を推進していき、より一層の低炭素化を図ります。焼却施設や産業工程から発生する中低温熱の地域冷暖房への活用などは、十分に取組がなされておらず、一層取組を進める必要があります。</p>
<p>③ バイオ燃料の生産拡大や、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、間伐材等の木質ペレット化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。また、これらの取組に資する技術の研究開発を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化等への取組として、地域循環型のバイオガスのモデル事業や木質バイオマスエネルギーを活用したモデル事業、ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備支援、E3/E10ガソリンの利用拡大、バイオディーゼル流通インフラ整備等を実施。 ・バイオガス利用に係る事業を採択（平成26年3件）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化等への取組として、地域循環型のバイオガスのモデル事業や木質バイオマスエネルギーを活用したモデル事業、ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備支援、E3/E10ガソリンの利用拡大、バイオディーゼル流通インフラ整備等を実施。 ・バイオガス利用に係る事業を継続実施（事業件数5件）。 	<p>③ バイオ燃料、バイオガス化、木質ペレット化、汚泥燃料化の技術開発等が進められており、引き続き取組を進める必要があります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> • 木質バイオマス関連施設の円滑導入に向けた窓口設置及び専門家派遣。 • 技術開発として、廃水と澱粉粕を用いたコンパクトメタン発酵システム、草木系、下水・し尿汚泥からの固形燃料（ペレット）化、セルロース系エタノール製造の各プロセスにおけるコスト低減に向けた要素技術開発、林地残材や微細藻類等からバイオ燃料や化学品等を製造する技術の開発等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 木質バイオマス関連施設の円滑導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立支援。 • 技術開発として、多原料混合での効率的な草木系固形燃料（ペレット）化技術、セルロース系エタノール製造の一貫生産システムの構築に向け、前処理・糖化と発酵プロセスの最適組み合わせや、パイロットプラント建設、林地残材や微細藻類等からのバイオ燃料や化学品等の製造について要素技術の改良、システムの最適化など製造コスト削減のための技術開発等を実施。 	
<p>④ 下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点としてエネルギー回収を行う取組や下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 【再掲】下水汚泥再資源化施設の整備支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定推進、混合処理事業支援（1件）及び技術実証（2件）を実施。 • 下水汚泥固形燃料のJIS規格を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> • 【再掲】下水汚泥再資源化施設の整備支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定推進、混合処理事業支援（1件）及び技術実証（1件：バイオガス集約活用技術）、水素改質技術についてのガイドライン化を実施。 	<p>④ 下水処理場におけるバイオマス活用によるエネルギー回収や他のバイオマスとの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上について、前回点検から取組が進められておりますが、引き続き進める必要があります。</p>

5 循環産業の育成

< 関連する取組指標 >

優良認定された産業廃棄物処理業者数（推移をモニターする指標）、環境マネジメント等の実施（推移をモニターする指標）（グリーン購入実施率、環境マネジメントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率、製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況、資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数）

(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成			
関係省庁：環境省・国土交通省・厚生労働省			
(第三次循環基本計画 第5章第2節の項目)	第1回点検の進捗状況 (平成25・26年度の取組)	第2回点検の進捗状況 (平成27年度の取組)	評価・課題
① 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、優良産廃処理業者認定制度・熱回収施設設置者認定制度の普及や、優良事例の情報発信を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・優良事業者が社会的に評価されるために、フォーラムやシンポジウムを実施する等の啓発事業や優良さんぱいナビのシステム改良を行い、優良産廃処理業者認定制度の普及を実施（平成26年度末859事業者）。廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を実施（平成26年度末15事業者）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良事業者が社会的に評価されるために、フォーラムを実施する等の啓発事業や優良さんぱいナビのシステム改良を行い、優良産廃処理業者認定制度の普及を実施。廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を実施（平成27年12月末16事業者）。 	① 優良産廃処理業者の認定は順調に進捗しているものの、熱回収施設設置者認定制度の普及は十分でなく、一層取組を推進する必要があります。
② 環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業者等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】ボトル to ボトルを推進するためペットボトルを効率的に回収する方法を検討する実証事業を実施。 ・【再掲】プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化のため、メーカー等とリサイクル事業者とのマッチングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】ボトル to ボトルを推進するためペットボトルを効率的に回収する方法を検討するとともに、関係者間の意見・情報交換を促進。 ・【再掲】消費者に訴求力の高い商品を試作し、そのPR効果を検討しつつ実用化・商用化に向けたマッチング等を実施。 ・【再掲】ISO18602（包装の最適化）及びJIS Z 0130-2の効果的な活用方法について検討を行い、事例集やガイドラインを作成。 ・【再掲】プラスチック再生材料を利用するメーカー等にヒアリングを実施し、再生処理技術等について分類・整理。 	② 製造業者等とリサイクル事業者が一体となった取組は進められていますが、一層取組を進めるとともに、今後、環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進する必要があります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・エコプロダクツ大賞制度を創設し、製薬業界等のエコプロダクツの開発・普及を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコプロダクツ大賞制度を創設し、製薬業界等のエコプロダクツの開発・普及を促進。 	
③ リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース市場の拡大に向けて、リユース業界団体との意見交換会等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース業界の優良化に向けて、リユース業界団体との意見交換会等を実施。 	③ 優良リユース事業者の育成とリユース品の品質確保の取組は不十分であり、一層取組を進める必要があります。
④ 循環資源を用いた再生品等の品質や安全性を高めていくとともに、そのブランド化等により競争力強化を図る。 また、リユース製品やリサイクル製品の品質・安全性・環境負荷低減効果についてわかりやすく提供・表示する、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化のため、メーカー等とリサイクル事業者とのマッチングを実施。 ・「環境ラベル等データベース」の掲載情報を随時更新。また、「環境表示ガイドライン」等の普及・活用状況について調査等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化のため、メーカー等とリサイクル事業者とのマッチングやシンポジウムを実施。 ・「環境ラベル等データベース」の掲載情報を随時更新。また、「環境表示ガイドライン」等の普及・活用状況について調査等を実施。 	④ 再生品のブランド化やラベリング等の取組は一部でなされているものの、全体としては不十分であり、一層取組を進める必要があります。
⑤ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品にも重点を置いて3R製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・国が率先して3R製品等の調達等を進めるため、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針の改定を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が率先して3R製品等の調達等を進めるため、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針の改定を検討。 	⑤ 引き続き、国自らがグリーン購入・環境配慮契約を通じて3R製品等を調達する必要があります。
⑥ 地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基準の普及を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基準をはじめとした3つのガイドラインの普及促進のための説明会開催や、普及促進方策の検討を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物会計基準の普及促進を目的として、市町村におけるケーススタディを実施。また、普及促進方策の検討を実施。 	⑥ 引き続き、一般廃棄物会計基準の普及を進める必要があります。
⑦ 各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコアクション21ガイドライン」の普及促進とともに、“エコアクション21の簡易版マネジメントシステム”を作成し、実証事業を実施。 ・環境配慮促進法に基づき、事業者が適切なコミュニケーションを図ることが出来るよう、「環境報告ガイドライン2012年度版」を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコアクション21ガイドライン」の普及促進とともに、“エコアクション21の簡易版マネジメントシステム”を作成し、実証事業を実施。 ・情報開示基盤の整備事業や、新たな表彰制度を新設。また、「環境会計ガイドライン2005年度版」改訂の検討に着手。 	⑦ 環境マネジメントシステムや環境報告書は横ばいまたは減少に転じていることから、普及に向けて一層の取組を進める必要があります。

<p>⑧ 税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を推進。 	<p>⑧ 引き続き、税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備を進める必要があります。</p>
--	---	---	---

(2) 静脈物流システムの構築

関係省庁：国土交通省・環境省

<p>① 静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに静脈物流の拠点となる 22 の港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに静脈物流の拠点となる 22 の港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地を推進。 ・環境省と連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流促進事業による資源循環へ補助。（平成 27 年度 3 事業者） ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste_Net）の参画メンバーとして、日本内航海運組合連合総連合会と共に、リサイクルポート推進協議会が環境大臣により任命されている。 	<p>① 静脈物流におけるリサイクルポートの活用に向けて、引き続き取組を進めることが必要です。</p>
<p>② 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい鉄道・船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築へ補助（平成 26 年度 2 事業者）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築へ補助（平成 27 年度 3 事業者）。 	<p>② 引き続き、静脈物流のモーダルシフトを図っていく必要があります。</p>
<p>③ 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システムを推進し、小名浜港等において建設発生土を受入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き小名浜港等において建設発生土を受入れ。 	<p>③ 引き続き、広域利用促進システムを推進する必要があります。</p>
<p>④ 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」を実施。 	<p>④ 引き続き、静脈物流のコスト削減を図っていく必要があります。</p>

6 廃棄物の適正な処理

< 関連する取組指標 >

電子マニフェストの普及率（目標を設定する指標）、不法投棄の発生件数・投棄量（推移をモニターする指標）

(1) 不法投棄・不適正処理対策			
関係省庁：環境省・国土交通省・農林水産省			
(第三次循環基本計画 第5章第2節の項目)	第1回点検の進捗状況 (平成25・26年度の取組)	第2回点検の進捗状況 (平成27年度の取組)	評価・課題
① 廃棄物処理法を適切に施行しつつ、平成22年に行った同法改正の効果を検証し、その結果を踏まえ、同法の改正を検討する。	—	—	① 次年度が改正法施行後5年目に当たることから、今後、効果を検証し、その結果を踏まえて同法改正を検討する必要があります。
② 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用や、産業廃棄物の専門家の不法投棄現場等への派遣を行い、地方公共団体による行為者等の責任追及の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄ホットラインの運用や不法投棄等事案に対する現場への専門家派遣等の支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄ホットラインの運用や不法投棄等事案に対する現場への専門家派遣等の支援を実施。 	② 不法投棄は件数・量ともに減少しつつあるものの、依然として毎年新たな事案が報告されており、引き続き不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を進める必要があります。
③ 地方公共団体と連携して、毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を通じた普及啓発活動や監視活動等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 全国ごみ不法投棄監視ウィークや国と都道府県等の連携による不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動を通じてネットワークを構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国ごみ不法投棄監視ウィークや国と都道府県等の連携による不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動を通じてネットワークを構築。 	③ 引き続き、地方公共団体と連携して取組を進める必要があります。
④ 個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく基金により適切な支援を行う。平成9年の廃棄物処理法改正法の施行前に開始された産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の残存事案対策は、引き続き、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）に基づく財政支援を行う。これらにより、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案について、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄等の残存事案対策として、産廃特措法に基づく財政支援（平成26年度：12件）及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援（平成26年度：3件）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄等の残存事案対策として、産廃特措法に基づく財政支援（平成27年度：12件）及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援（平成27年度予定：4件）を実施。また、平成27年度には平成28年度以降の廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金による財政支援のあり方の取りまとめを実施。 	④ 引き続き、不法投棄・不適正処理の事案に対しては、適切に取組を進める必要があります。

<p>に対して指導・支援を行う。</p>			
<p>⑤ 産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化の拡大に向けて、IT技術を活用したシステム改良による利便性の向上や普及啓発を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストの普及拡大に向けて作成した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づく、研修会や操作講習会の開催、スマートフォンやタブレット等に対応させるためのシステム改良（平成26年度末マニフェスト普及率は39%）。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストの普及拡大に向けて作成した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づく、研修会や操作講習会の開催、スマートフォンやタブレット等に対応させるためのシステム改良（平成27年12月末の電子マニフェストの普及率は、42%）。 	<p>⑤ 普及率は順調に増加しているが、平成28年度に電子マニフェスト普及率を50%にするという目標達成に向け、引き続き、取組を進める必要があります。</p>
<p>⑥ 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う事業者対策として、事業者に対する指導強化、国民向けチラシ・ポスター・インターネット広告による普及啓発、優良事例の取りまとめ、研修会等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う事業者対策として、事業者に対する指導強化、国民向けチラシ・ポスター・インターネット広告による普及啓発、優良事例の取りまとめ、研修会、モデル事業等を実施。 	<p>⑥ 不用品回収業者への取組が進められているものの、依然として深刻な問題であることから、更に取組を進める必要があります。</p>
<p>⑦ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関わる法律（平成21年法律第82号）に基づき発生抑制対策等の海岸漂着物対策を行う。また、船舶の航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行う。 船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が実施する漂着ごみの回収・処理等の海岸漂着物対策に対し、「海岸漂着物地域対策推進事業」による支援を実施（平成26年度32の都道府県で約4万3千トンの回収）。また、漂流・漂着・海底ごみの実態把握調査を実施するとともに、関係国と協力し削減に向けた取組を実施。 広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理する場合には、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を実施。 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が実施する漂着ごみの発生抑制対策等の海岸漂着物対策に対し、「海岸漂着物地域対策推進事業」による支援を実施（平成27年度35都道府県で実施）。また、漂流・漂着・海底ごみの実態把握調査を実施するとともに、関係国と協力し削減に向けた取組を実施。 広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理する場合には、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行っています。 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施。 	<p>⑦ 各種取組が進められていますが、依然として深刻な問題であることから、引き続き、海洋ごみの回収・適正処理、発生抑制対策や国際協力を進める必要があります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾等の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収や、船舶の事故等により発生した浮遊油について、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を実施。併せて、資機材の準備、現場職員の研修と訓練を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾等の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収や、船舶の事故等により発生した浮遊油について、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を実施。併せて、資機材の準備、現場職員の研修と訓練を実施。 	
<p>⑧ 環境に配慮した先進的なシップリサイクルシステムを構築し、国内における執行体制整備を図る。また、使用済FRP船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 船舶への搭載が条約上義務化される「対象物質一覧表」の先行的な認証サービスを実施するとともに、平成 25 年 12 月、関係業界や学識者等で構成する検討会を設置し、同条約の環境保護や労働安全衛生に係る要件につき、我が国法令の対応状況等を調査するとともに、船舶解撤事業者の対応状況について調査を実施。 また、インドに対し、首脳会談や大臣会談において同条約批准に向けた日印協力を議題として取り上げるとともに、日本の民間認証機関がインドの解体事業者に施設の改善策を助言した。シップリサイクル条約に係る調査を行うとともに、(一社)日本マリン事業協会による「FRP 船リサイクルシステム」について、普及促進活動や地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃 FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> シップリサイクルシステムの構築には、船舶は国際的に移動し、船籍国(旗国)だけではなく解体国なども含まれた国際的な枠組みが不可欠であることから、日本などが枠組み作り主導して、平成 21 年にシップリサイクル条約が採択されている。条約は現時点では未発効であり、締約国数のほか、締約国の解体能力などの発効要件を満たすことが必要である。そのため、世界第一位の解体国であるインドに条約発効を促すとともに、我が国が条約を締結するための国内法制化の検討を進めているところである。 平成 27 年 9 月、関係業界や学識者等で構成する検討会において、国内法制化に際して今後対応すべき課題などを検討した。 また、インドに対し、今後の日印協力について調整を実施するとともに、日本の民間認証機関がインドの解体事業者 2 社に対して、解体施設が同条約の要件に適合していることを認証した。また、(一社)日本マリン事業協会による「FRP 船リサイクルシステム」について、普及促進活動や地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃 FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施。 	<p>⑧ 環境に配慮した先進的なシップリサイクルシステムの構築や国内における執行体制について、前回点検から国内法制化に向けた課題の検討、インドのリサイクル施設改善支援等行っており引き続き整備を図る必要があります。また、使用済 FRP 船のリサイクルについて、引き続き「FRP 船リサイクルシステム」の普及促進を図る必要があります。</p>

(2) 最終処分場の確保等

関係省庁：環境省・国土交通省

<p>① 一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、引き続き必要となる最終処分場を継続的に確保する。</p> <p>また、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の最終処分場について、廃棄物処理施設整備計画（平成25年度）において残余年数を20年分（平成29年度）とする重点目標を設定。また、一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金にて支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金にて支援を実施。 	<p>① 最終処分場の確保は進められていますが、今後最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化する取組を支援する必要があります。</p>
<p>② 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業による補助を実施（平成26年度は、管理型最終処分場の3事業）。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業による補助を実施（平成27年度は管理型最終処分場の2事業）。 	<p>② 引き続き、産業廃棄物の最終処分場の施設整備を進める必要があります。</p>
<p>③ 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海面処分場の早期安定化、跡地利用について意見交換を実施。また、海面処分場の廃止に関する技術情報や、形質変更に関する適用可能な技術等を整理。 浚渫土砂等の受け入れのために東京港等で海面処分場を計画的に整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 海面処分場の廃止等に関する情報について整理した上で、廃止等の基本的な考え方をとりまとめ。 浚渫土砂等の受け入れのために東京港等で海面処分場を計画的に整備。 	<p>③ 引き続き、海面処分場について計画的に整備する必要があります。</p>
<p>④ 陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図るとともに適切に廃油を受け入れる施設を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を実施。（陸上発生廃棄物の海洋投入処分量（平成26年）102万ト） 廃油処理事業を行おうとする者に対し、適正な審査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量を一層削減。 廃油処理事業を行おうとする者に対し、適正な審査を実施。 	<p>④ 国際的にみても依然として日本の海洋投入処分量が多い状況を踏まえ、一層の削減に向けた方策に引き続き取り組む必要があります。</p>

7 各個別法の対応

<関連する取組指標>

各種リサイクル法の目標達成状況（目標を設定する指標）

計画上の記載	進捗状況	課題
<p>（1）廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）</p> <p>平成 22 年の廃棄物処理法改正を踏まえ、その適切かつ着実な施行に努める。</p> <p>当該改正は、廃棄物処理法令における規制の在り方について、平成 20 年以降、1 年以上にわたり、中央環境審議会において関係者との議論を行った結果に基づくものであり、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化、廃棄物を輸入できる者の拡充、熱回収認定制度の創出、欠格要件の見直し、罰則の強化等の事項が措置された。</p> <p>改正法の施行状況を踏まえつつ、今後とも、適正処理の確保のために必要な対策を講ずる。</p>	<p>○基本方針の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量 4,487 万 t 再生利用量 927 万 t 最終処分量 454 万 t (H25 年度) ・産業廃棄物 排出量 3 億 85 百万 t 再生利用量 2 億 t 最終処分量 1,200 万 t (H25 年度) ・一般廃棄物処分場の残余年数 19 年 (H25 年度) ・ごみのリサイクル率 20.6% (H25 年度) ・ごみ減量処理率 99% (H25 年度) ・浄化槽処理人口普及率 8.88% (H25 年度) 8.92% (H26 年度) 	<p>○廃棄物処理法に基づく基本方針に基づく、一般廃棄物・産業廃棄物の排出量・再生利用率・最終処分量目標（平成 27 年度）については、平成 25 年度時点で、一般廃棄物の再生利用率を除き、目標を達成しています。今後は、一般廃棄物の再生利用率の向上に向け、厨芥類削減やごみ有料化の更なる推進、粗大ごみのリユースの促進等による排出量削減と、紙類・厨芥類・プラスチック等の再生利用、紙類・厨芥類等のメタン化等の更なる推進による再生利用率増加を図る必要があります。</p> <p>【「廃棄物処理法に基づく基本方針の変更における次期目標量の考え方について（案）」を参照】</p> <p>○平成 22 年の改正によって新たに講じられた措置については、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化により、許可件数が大幅に減少する一方で、廃棄物の輸入手量は横ばい又は微増となっています。他方、熱回収認定制度については、その拡大が課題となっており、一層取組を推進する必要があります。【V 国の主な取組状況 5 循環産業の育成を参照】</p>
<p>（2）資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）</p> <p>平成 15 年には、家庭から排出される使用済パソコンや小型二次電池の回収体制の整備を行い、また、平成 18 年には家電・パソコンに含まれる物質に関する情報提供の義務化の措置を講ずるなど、再生資源・再生部品の利用を促進してきた。このような取組を踏まえ、3R の更なる促進に努める。</p>	<p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、最近の法施行状況及び国内外の動向等を踏まえ、更なる資源の有効利用の促進を図るための課題及び対応の方向性について検討を開始。</p> <p>○判断基準省令に規定している、紙製造業及びガラス容器製造業における再生資源利用率の目標値について、現状等を踏まえて見直しを検討。</p>	<p>○更なる資源の有効利用の促進を図るための方策等について、国内外の動向等を踏まえつつ、引き続き、検討を行う必要があります。【参考 1-2 2. 資源の有効な利用の促進に関する法律 次年度実施予定の施策を参照】</p>

<p>(3) 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）</p> <p>平成 18 年度の容器包装リサイクル法の改正では、容器包装多量利用事業者による定期報告制度や市町村への資金拠出制度の創設等の措置が講じられ、容器包装廃棄物の排出抑制の促進や再商品化の合理化等の取組が進められてきた。</p> <p>平成 25 年 4 月には改正容器包装リサイクル法の完全施行から 5 年が経過し、同法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>○平成 26 年度から、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において法施行状況の点検等を進めている。</p> <p>○平成 26 年 3 月の論点整理を踏まえ、個別論点に係る議論を行い、早期とりまとめに向けて調整を加速している。</p>	<p>○引き続き、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合で行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じます。【参考 1-2 3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 次年度実施予定の施策を参照】</p>
<p>(4) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）</p> <p>平成 13 年の法施行から 5 年が経過した平成 18 年から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において、施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 2 月にその結果がとりまとめられた。これを受け、液晶テレビ等の対象品目の追加、再商品化基準の強化、リサイクル料金の低減化、指定引取場所の共有化、不法投棄等の支援などが実施された。</p> <p>また、当該検討結果においては、5 年後を目途に制度検討を再度行うことが適当としているため、制度の施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>○家電リサイクル法制度の施行状況や報告書に記載された施策の実施状況をフォローアップするため合同会合を開催する。また、平成 27 年に新たに設けられた回収率目標を達成するための各主体の取組を具体化する。</p> <p>○平成 26 年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約 14.7% 減となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 <p>平成 26 年度 1,086 万台 （前年度 1,273 万台）</p> <p>○平成 26 年度の再商品化実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン 92 % ・ブラウン管テレビ 75 % ・液晶式・プラズマ式テレビ 89% ・冷蔵庫・冷凍庫 80% ・洗濯機・衣類乾燥機 88% 	<p>○家電リサイクル法制度の施行状況や報告書に記載された施策の実施状況をフォローアップするための合同会合を引き続き開催するとともに、廃家電の回収率目標を達成するための取組の進捗状況の確認と更なる回収促進に向けた取組について検討する必要があります。【参考 1-2 4. 特定家庭用機器再商品化法 次年度実施予定の施策を参照】</p>
<p>(5) 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）</p> <p>使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずる事により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、小型家電リサイクル法が、平成 24 年 8 月に公布され、25 年 4 月から施行された。</p>	<p>○平成 27 年 4 月時点で、既に取組を実施している市町村と実施予定としている市町村は、約 75%（1,305 市町村）となっている。</p> <p>○平成 26 年度の回収量は約 5 万トンとなっている。</p> <p>○平成 28 年度 1 月末時点で、46 件の再資源化事業計画が認定されている。</p> <p>○（その他環境省の取組）</p>	<p>○これまでの実証事業の優良事例や課題等を踏まえつつ、引き続き、市町村に対し回収体制の構築に必要な情報提供などを行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る必要があります。</p> <p>○引き続き、これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、情報提供を実施していく必要があります。</p> <p>○今後はさらなる回収量の増</p>

<p>本制度の円滑な施行のためには、多数の市町村の参加と、認定事業者の安定した事業の継続が重要である。このため、既存の取組ともあいまってできるだけ多くの小型電子機器等の回収と有効利用がなされるよう、制度に参加する市町村や認定事業者に対して支援を行い、新規かつ効果的なりサイクル制度としての定着を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」の公募に加え「都道府県連携型」の3種類の公募を各2回のべ6回行い、合計104市町村が事業に参加した。 ・環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。 ・これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理する予定である。 	<p>加、再資源化の質の向上を促進していくため、地域に応じた効率的・効果的な回収方法の検討や、認定事業者の回収・処理・選別技術の高度化に向けた取組を促すことで、制度の安定的運用に努めていく必要があります。【参考1-2 8.使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 次年度実施予定の施策を参照】</p>
<p>(6) 食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)</p> <p>食品廃棄物については、家庭での取組も含めフードチェーン全体での食品ロス削減に向けた取組を地方公共団体とも連携しつつ推進する。また、食品関連事業者に対しては、平成24年4月に16業者に対し、発生抑制の目標値を暫定的に設定したことから、今後、データの検証を踏まえ、平成26年度目途の他の業種と併せた本格実施に向け検討を行う。</p> <p>再生利用対策については、これまで再生利用が十分進んでいないサプライチェーンの川下(流通、外食)及び家庭での再生利用をより進めていくため、民間リサイクル事業と地方公共団体の連携強化を図りながら、従来の肥飼料化の取組に加え、食品廃棄物のバイオマス利用促進の観点から、バイオマス事業化戦略を踏まえ、肥飼料への再生利用が困難なものについては、固定価格買取制度も活用しつつメタン発酵によるバイオガス化等を促進し、地域の特性に応じた食料・エネルギーの地産地消の体制を構築する。</p> <p>なお、平成24年12月に改正食品リサイクル法が施行されてから5年が経過し、同法の附則に基づき法に検討を加えるべき時期が到来したことから、上記の観点も含め施行状況の点検を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成27年12月現在、53件が認定されている。 ○平成26年9月に環境大臣から中央環境審議会に、同年10月に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」の審議が中央環境審会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において行われ、平成27年3月及び4月に答申がなされた。 <p>上記答申を踏まえ、新たな食品リサイクル法基本方針を含めた食品リサイクル法関連省令及び告示を平成27年7月に公布した。</p>	<p>○平成27年7月に策定された新たな基本方針を踏まえ、引き続きフードチェーン全体での食品ロス削減に向けた取組を進めるとともに、肥飼料への再生利用が困難なものについてのメタン発酵によるバイオガス化等を促進する必要があります。【「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について(答申)」を参照】</p>
<p>(7) 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)では、見直し規定に基づき、平成19年11月から中央環境審議会</p>	<p>○「建設リサイクル推進計画2014」に位置づけた新たに取り組むべき重点施策である、「地域固有の課題解決の促進」について取組を進めているところ。</p>	<p>○引き続き、「建設リサイクル推進計画2014」に基づき各種施策を実施していく必要があります。【参考1-2 5.建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 次</p>

<p>と社会資本整備審議会の合同会合で評価・検討を行い、平成20年12月にその結果が取りまとめられ、建設廃棄物の分別解体等及び再資源化等は着実に進展しており、特定建設資材廃棄物をはじめとして建設廃棄物全般の再資源化等率は向上し高いレベルで推移していると評価された。また、取りまとめを受けて、関係省令の改正を行ってきた。</p> <p>引き続き、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図る。さらに、関係者間の連携強化、分別解体、再資源化の促進に向けて建設リサイクルに関する普及啓発等を図っていく。</p>		<p>年度実施予定の施策を参照】</p> <p>○建設リサイクル法は産業廃棄物のリサイクルに大きな役割を果たしていますが、建設需要が低下等に行き場を失う恐れがあることから、今後、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要です。</p> <p>【V1 今後の展開の方向を参照】</p>
<p>(8)自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)自動車リサイクル制度については、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合において自動車リサイクル法施行後の状況等を確認した上で、自動車破碎残さ等の再資源化目標を達成し、使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数も大幅に減少するなど、概ね順調に機能していると評価されている。</p> <p>今後とも、鉄スクラップ市況等に左右されず、生産からリサイクル・処理に至る各関係者の適切な役割分担の下で、制度が着実に機能するよう確認・検討していく。特に、違法解体・不適正輸出に対する一層実効性の高い対策や、レアメタルが含まれるハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたリユース・リサイクルの高度化等の検討を行う。</p>	<p>○自動車リサイクル制度が着実に機能するよう施行状況の確認を行った。平成26年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率はそれぞれ96.8～98.1%及び94～95%と、引き続き法律に基づく目標を大幅に超過して達成している。また、平成26年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は約7,200台と、前年度からは横ばいだが、法施行時から96.7%減少している。</p> <p>○産業構造審議会・中央環境審議会合同会議において、平成26年度8月より自動車リサイクル制度の評価・検討を行ってきたところ、平成27年9月に「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。また、本報告書の内容については中央環境審議会より環境大臣に対して意見具申された。</p> <p>○自動車リサイクル法の事務を行う都道府県及び保健所設置市、関係団体等が地方ブロック毎に一同に介し、自動車リサイクル制度に関する情報提供や適正執行に向けた課題等を共有する行政連絡会議を実施し、国と地方における情報共有を図った。</p> <p>○CFRPの破碎機における拳動等を把握すること</p>	<p>○平成27年9月の意見具申を踏まえ、引き続き、鉄スクラップ市況等に左右されず、生産からリサイクル・処理に至る各関係者の適切な役割分担の下で、制度が着実に機能するよう取組を進める必要があります。特に、違法解体・不適正輸出対策や、レアメタルが含まれるハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたリユース・リサイクルの高度化等への取組を引き続き推進する必要があります。</p> <p>【「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討について(意見具申)」を参照】</p>

	<p>を目的とした破碎性に係る調査事業、A S R 処理施設における再資源化手法に係る調査事業を実施。</p> <p>○実証事業及び補助事業において、自動車メーカー、整備業者、コンパウンダーが連携して自動車バンパーを再度バンパーに効率的にリサイクルする連携事業、自動車リサイクルプロセスの全体最適化を図るモデル事業の実施や、使用済製品からの有用金属回収を行う選別設備の導入支援を行った。</p> <p>○平成 26 年度における再資源化の量に関する基準の実績値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車破碎残さ 96.8～98.1% ・エアバッグ類 94～95% <p>○平成 26 年度末における使用済自動車の不法投棄・不適正保管台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄 1,924 台 ・不適正保管 5,192 台 合計 7,226 台 <p>○平成 26 年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預託台数： 78,433,659 台 ・預託金残高： 840,897,875 千円 ・使用済自動車の引取台数： 333 万台 <p>○平成 26 年度における離島対策支援事業の支援実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援自治体数：87 ・支援金額： 93,782 千円 	
<p>(9) PCB 廃棄物特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法） 「今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について」（平成 24 年 8 月 23 日 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会）を踏まえ、高圧トランス等については処理施設の改造等による処理推進、安定器等については処理体制のない地域における処理体制の確保、微量 PCB 汚染廃電気機器等については筐体の処</p>	<p>○ PCB 廃棄物処理基本計画の改定から 1 年が経過したことを踏まえ、平成 27 年 7 月 31 日に PCB 適正処理推進に関する検討委員会を開催し、基本計画に基づく取組み状況のフォローアップを行った。その後、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、PCB 廃棄物の処理を安全かつ確実に一日でも早く完了</p>	<p>○平成 26 年 6 月に変更された PCB 廃棄物処理基本計画に定められた処理期限までに安全かつ確実に処理を達成するため、平成 28 年 2 月に PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会を取りまとめられた報告書を踏まえ、期限内処理の達成に必要な追加的な方策を講じることとしています。【「PCB 廃棄物の期限内処理の早期</p>

<p>理施設の処理能力の増強に取り組む。これらを通じて、PCB廃棄物の平成38年度末までの処理完了に向けた処理体制の確保を図る。</p>	<p>するために追加的方策の検討が行われ、平成28年2月に報告書「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○また、都道府県と連携し、PCB廃棄物処理基金の造成を行った。 ○微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については、平成28年1月末までに27事業者が認定され、処理が進められている。 	<p>達成に向けた追加的方策について」を参照】</p>
<p>(10) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）</p> <p>法施行後10年以上が経過し、国等の機関のみならず、地方公共団体においても確実にグリーン購入の取組が進展してきている。</p> <p>今後とも、引き続きグリーン購入の普及・推進に努めるとともに、社会の動向を踏まえ、基準の強化、拡充、整理を行うことによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しすることとしており、現在有識者等による検討会で検討を実施。 ○国等の各機関は、基本方針に即して、平成27年度の調達方針の作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施。 ○地方公共団体のグリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を実施。また、地方公共団体のグリーン購入の取組を支援するため、知識を有する人材派遣を行うモデル事業を実施すると共に、セミナー等を通じて昨年度のモデル事業の水平展開を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、グリーン購入の普及・推進に努める必要があります。 <p>【参考1-2 9. 国等による環境物品等の調達に関する法律 次年度実施予定の施策を参照】</p>

8 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

< 関連する取組指標 >

循環型社会に向けた意識・行動の変化（廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識、具体的な3R行動の実施率）

<h3>(1) 環境教育等の推進</h3>			
<p>関係省庁：文部科学省・環境省・農林水産省・外務省</p>			
<p>(第三次循環基本計画 第5章第2節の項目)</p>	<p>第1回点検の進捗状況 (平成25・26年度の取組)</p>	<p>第2回点検の進捗状況 (平成27年度の取組)</p>	<p>評価・課題</p>

<p>① 環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ、総合的に推進する。</p> <p>② 学校教育においては、改訂した学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を一層推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の登録、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の場の認定等を実施。 • 「+ESD プロジェクト」を通じた各活動の見える化・つながる化、「環境人材育成コンソーシアム事業」による研修実施、ESDの視点を取り入れた環境教育モデルプログラムを作成（19プログラム）、実証（47プログラム）、及び環境教育リーダー研修を実施。 • ESD に関するユネスコ世界会議の我が国での開催（平成 26 年 1 1 月） • GLOBE 協力校の指定（16 校）、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校の認定（平成 25 年度：112 校、平成 26 年度：80 校）、公民館等を中心とした社会教育活性化プログラムの実施（環境保全関係 3 件） • ESD 推進事業を通じて、ESD の推進拠点であるユネスコスクール（平成 26 年度 9 1 3 校）と 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境教育等促進法に基づき、人材認定等事業の登録、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の場の認定等を実施。 • 環境教育等促進法附則第二条第一項を踏まえた検討に向け、法施行状況の把握方法について検討を開始 • 「+ESD プロジェクト」を通じた各活動の見える化・つながる化、「環境人材育成コンソーシアム事業」による研修実施、ESDの視点を取り入れた環境教育モデルプログラムを作成（16プログラム）、実証（47プログラム）、及び環境教育リーダー研修を実施。 • 日本ユネスコ国内委員会の下に ESD 特別分科会を設置し、更なる ESD の推進方策について取りまとめた報告書を決定（平成 27 年 8 月） • GLOBE 協力校の指定（15 校）、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校の認定（平成 27 年度（平成 28 年 2 月末現在：47 校）、公民館等を中心とした社会教育活性化プログラムの実施 • ESD 推進事業を通じて、ESD の推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソー 	<p>①・②家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場所で取組が進められていますが、3Rの重要性の認識向上や行動へ向けた取組を更に進める必要があります。</p>
	<p>もにコンソーシアムを形成し、ユネスコスクール以外の ESD 普及、ユネスコスクール間の交流促進のための事業を実施（5 件）。また、日本／ユネスコパートナーシップ事業を実施（5 件）</p>	<p>シアムを形成し、ユネスコスクール以外の ESD 普及、ユネスコスクール間の交流促進のための事業を実施（10 件）。また、日本／ユネスコパートナーシップ事業を実施（7 件）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育における森林での体験活動や木育を推進（木育プログラム実施：122校、木育キャラバン実施：17カ所、木育インストラクター養成：145名、「遊々の森」協定：5協定） 	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育における森林での体験活動や木育を推進（木育プログラム実施：80校（予定）、木育キャラバン実施：42カ所（予定）、木育インストラクター養成：255名（予定）） 	
--	--	--	--

(2) 3Rに関する情報共有と普及啓発

関係省庁：環境省・国土交通省

<p>① 循環型社会の形成に関する最新データ等の情報提供、循環基本計画の周知、循環型社会の形成に向けた様々な取組事例の情報発信等を行う。また、毎年10月を3R推進月間として、循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第三次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標に関する情報について、毎年度、更新・公表。 • 10月の3R推進月間において8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を実施。 • WEBサイトやソーシャルネットワーク等を活用した循環型社会の情報発信。 	<ul style="list-style-type: none"> • 第三次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標に関する情報について、毎年度、更新・公表。 • 10月の3R推進月間において8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を実施。 • WEBサイトやソーシャルネットワーク等を活用した循環型社会の情報発信。 	<p>①引き続き、情報発信の取組を進める必要があります。</p>
<p>② 各主体の創意工夫による新規事業の創成や先進事例の普及を進めるため、(ア)地域における活動の核となっている地方公共団体、(イ)様々な研究成果を蓄積している学術・研究機関、(ウ)コンセプト提供やコーディネーター機能を発揮しているNPO、(エ)技術情報等を有し、生産・販売活動等を行う事業者の間で情報の共有化・ネットワーク化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスにおいて、パートナーシップの促進を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスにおいて、パートナーシップの促進を実施。 	<p>②一部で取組が進められているものの、各主体間での情報の共有化・ネットワーク化には不十分であり、更に取組を進める必要があります。</p>
<p>③ 循環型社会形成に向けた状況把握のためには本計画で提示する物質フロー指標、取組指標をはじめとする指標が重要であり、指標の更なる改善に向けた取組とともに、その裏付けとなるデータの改善・整備を並行して推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 有識者会合において、ストック指標等各種点検のための指標を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • 有識者会合において、2R指標等、各種点検のための指標を検討するとともに、環境経済研究において、ストック指標や環境効率指標等の新指標の研究を実施。 	<p>③取組の点検のためのデータ・指標の一部は十分に整備されておらず、更に取組を進める必要があります。</p>

<p>④ 地方公共団体、事業者など様々な主体が構成員となっている3R活動推進フォーラムとの共催で、3R推進全国大会を開催し、3Rに関する各種取組の紹介や循環型社会推進功労者の表彰等により、国民の意識向上や具体的な行動を促す。よりきめ細やかな活動を実施するため、ブロック単位での3R推進地方大会も開催する。さらに、様々な分野の団体が集まり、国及び自治体とも連携しつつ「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」等の活動を行っているリデュース・リユース・リサイクル推進協議会等の民間団体と今後も連携し、なお一層の国民の意識向上や具体的な行動を促す活動を続ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」の後援や、「3R推進全国大会」（平成26年度：相模原市）における3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、「環境にやさしい買い物キャンペーン」、「循環型社会形成推進功労者表彰」等を実施。 ・3Rに関する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック2014」を発行・配布。また、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに普及啓発用DVD貸出等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」の後援や、「3R推進全国大会」（平成27年度：福井市）における3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、「環境にやさしい買い物キャンペーン」、「循環型社会形成推進功労者表彰」等を実施。 ・3Rに関する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック2015」を発行・配布。また、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに普及啓発用DVD貸出等を実施。 	<p>④引き続き、各種枠組みを通じた普及啓発を進める必要があります。</p>
<p>⑤ 廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）等の活動を支援し、3R全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発用資料の改訂や、国の施策や取組等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）の活動を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改訂後の普及啓発資料の増刷や、国の施策や取組等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）の活動を支援。 	<p>⑤普及啓発用の資料の作成や研修を通じ、引き続き、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）の活動を支援する必要があります。</p>

9 国際的取組の推進

<関連する取組指標>

海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数

(1) 3R 国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援			
関係省庁：外務省・環境省・経済産業省・文部科学省			
(第三次循環基本計画 第5章第2節の項目)	第1回点検の進捗状況 (平成25・26年度の取組)	第2回点検の進捗状況 (平成27年度の取組)	評価・課題
① 我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関係プロジェクトと連携を図りつつ、アジア3R推進フォーラムなど多国間の枠組みを通じて、3R推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアで3R国家戦略の策定を進めると同時に、3R関連事業形成や政策立案促進に向け、「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催。 ・JICAによる専門家の派遣等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会形成を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアで3R国家戦略の策定を進めると同時に、3R関連事業形成や政策立案促進に向け、「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催。 ・JICAによる専門家の派遣等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会形成を支援。 ・UNEP国際環境技術センター(IETC)やバーゼル条約、持続可能な開発のための2030アジェンダの議論等に積極的に貢献し、SDGsのうちに、持続可能な消費と生産に関するゴール及びその下に、3Rの推進等に関するターゲットを設定。 	① 引き続き、国際機関と連携を図りつつ、多国間の枠組みを通じて、3R・廃棄物処理に関する情報発信や合意形成を推進する必要があります。
② アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3R国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究面での交流を進めるとともに、JICA等を通じた専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月、3Rの効果的な実行に向けた国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月、3Rの効果的な実行に向けた国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択。 	② 二国間政策対話等を通じて、引き続き法制度整備支援や研究面での交流を進める必要があります。

<p>③ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）による都市間協力などを通じて、アジア各国の地方公共団体との知見・経験の共有や、技術協力等の連携を推進する。また、廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ（GPWM）等を通じて、国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進を図る。さらに、3Rアジア市民フォーラム等を通じて、市民レベルでの情報交換・連携を進めるとともに、国際的な資源循環に関する研究を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」等において事業者の海外展開事業実施可能性調査（FS）を実施（平成26年度：16件）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」等において事業者の海外展開事業実施可能性調査（FS）を実施。また、現地関係者の日本招聘研修やワークショップ開催等、廃棄物処理、3R関連制度、戦略に関する国際協力を実施。 	<p>③ 廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ等を通じた国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進や国際的な循環資源に関する研究を一層進める必要があります。</p>
<p>④ 上記取組を通じた各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進する。また、政府・都市間レベルでの各国とのチャネルも活用し、関係府省が連携して、民間事業者と海外政府関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。</p> <p>⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物処理技術の情報発信、海外展示会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「インフラシステム輸出促進調査等事業」において、アジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるための事業実施可能性調査（FS）事業を実施（平成25年度3件、平成26年度：4件（継続案件含む））。 ・「自治体間協力事業」において、自治体間協力による相手国のリサイクル制度構築支援事業を実施。（平成26年度：1件） ・「国際研究開発・実証プロジェクト」において、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施。 ・日本の優れたし尿処理技術である浄化槽を海外に普及させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「インフラシステム輸出促進調査等事業」において、アジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるための事業実施可能性調査（FS）事業を実施。（平成27年2件（継続案件含む）） ・自治体間協力によるリサイクル制度構築支援事業を行い、我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌形成を支援。「自治体間協力事業」として、平成26年度はベトナムの法制度動向調査や共同会議を実施。 ・我が国環境技術を途上国に展開するため、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施。 ・日本の優れたし尿処理技術である浄化槽を海外に普及させるため、世界水フォーラムへの参加や国際ワークショップ開催、海外展開戦略検討等を実施。 	<p>④・⑤ 引き続き、官民一体となり、各国における廃棄物・リサイクル制度の導入支援と我が国循環産業の海外展開のパッケージでの推進や、日本の技術の情報発信、事業実現可能性調査や、研究開発・技術実証を行う必要があります。また、今後、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を進める必要があります。自治体間協力の枠組みを活用した廃棄物・リサイクル制度構築支援をより一層支援していく必要があります。</p>

<p>への出展支援等を行う。</p>			
<p>⑥ 途上国における温暖化対策と同時に廃棄物問題等の環境汚染対策にも資する、いわゆるコベネフィット（共通便益）（注 34）を達成する事業や政策の実施を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア・中国とのコベネフィット協力に係る覚書に基づき、環境対策の強化に資する調査・能力構築を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア・中国・モンゴルとのコベネフィット協力に係る覚書に基づき、環境対策の強化に資する調査・能力構築を実施。 	<p>⑥ 途上国における環境汚染対策にも資するコベネフィット事業の支援を、一層進める必要があります。</p>
<p>⑦ バーゼル条約第11回締約国会議で、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークが採択されたことを踏まえ、引き続き、指導的な役割を果たすとともに、その定着に向けた支援を行う。また、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの改定作業、POPs（注 35）ガイドライン等他のガイドライン策定に当たっても積極的に関与していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークに参加し、ESM フレームワークの実施、作業プログラムの策定、各種ガイドライン文章の策定、パイロットプロジェクトの実施を支援。また、日本の水銀廃棄物の処理技術、PCB 廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットし、各種ガイドラインの改定作業を主導。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークに参加し、ESM フレームワークの実施、作業プログラムの策定、各種ガイドライン文章の策定、パイロットプロジェクトの実施を支援。また、日本の水銀廃棄物の処理技術、PCB 廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットしつつ、各種ガイドラインの改定作業を主導し、その結果、平成27年5月、第12回バーゼル条約締約国会議において、ガイドラインの改定・策定が実現。 	<p>⑦ バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークについては策定された各種ガイダンス文書案の活用、POPs 廃棄物等の適正管理については我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることによる国際的な議論の進展に、引き続き貢献していく必要があります。</p>
<p>⑧ OECD、UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注 36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）（注 37）、バーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・UNEP 国際資源パネルについては、財政的支援、会合参加、推進中の調査・研究の進捗確認を実施。平成26年9月には、物質フロー分析作業部会を東京に誘致。 ・ユネスコ本部へ ESD 推進のための信託基金を拠出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・UNEP 国際資源パネルについては、財政的支援、会合参加、推進中の調査・研究の進捗確認を実施。 	<p>⑧ UNEP 国際資源パネル等への支援や積極的参加を通して、引き続き、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に関する我が国の知見が生かされるよう努める必要があります。</p>

<p>する。</p> <p>また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。</p> <p>2012 年6月ブラジルにて開催された Rio+20 の成果として今後交渉プロセスに着手することが合意された持続可能な開発目標 (SDGs) や 2015 年以降の国際開発目標 (Post-MDGs)、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みの検討 (10YFP) において、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に関する我が国の知見が生かされるよう努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> • G7 エルマウ・サミットにおいて設立が合意された資源効率性のための G7 アライアンスに関し、3 回開催されたワークショップに参加し、関係者との意見交換を実施。 • 持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み (10YFP) について、本枠組みの 6 つのプログラムのうち、環境省は「持続可能なライフスタイルと教育」の共同リード機関として、アジアをはじめとする新興国・途上国における低炭素・持続可能な消費行動・ライフスタイルへの移行に向けた取組を開始。 	
---	--	--	--

(2) 循環資源の輸出入に係る対応

関係省庁：環境省・経済産業省・国土交通省

<p>① 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染防止のため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催。また、関係省庁と連携して水際対策の強化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染防止のため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催。また、関係省庁と連携して水際対策の強化を実施。なお、環境省では平成 27 年 9 月より有識者検討会を開催し、廃棄物等の不適正輸出等対策の強化及び環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸出入のさらなる円滑化のあり方について検討を推進中。 	<p>① 引き続き、有害物質等の国際的な移動による環境汚染防止のため、アジア各国・国際機関との連携強化を図るとともに、平成 27 年度に開催した有識者検討会のとりまとめを踏まえ、水際対策を強化する必要があります。</p>
--	--	---	--

<p>② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。</p> <p>このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続案内等を拡充するとともに、パーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 循環資源について、移動の円滑化を図る「輸入手続きガイドブック」を作成。また、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、事前相談や説明会の開催等、事業者への手続案内等の拡充を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境負荷の低減等に資するパーゼル法規制対象物の輸入手続きの迅速化等のため、パーゼル法施行規則等の関係省令等を平成27年9月に改正・施行。また、「輸入手続きガイドブック」を平成27年11月に更新した手引を作成。さらに、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、事前相談や説明会の開催等、事業者への手続案内等の拡充を実施。なお、環境省では平成27年9月より有識者検討会を開催し、廃棄物等の不適正輸出等対策の強化及び環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸出入のさらなる円滑化のあり方について検討を推進中。 	<p>② 環境負荷低減等に資する循環資源の輸入の円滑化のため、前回点検以降、輸入手続きの簡素化を行いました。平成27年度に開催した有識者検討会のとりまとめ等を踏まえつつ、引き続き、取組を行う必要があります。</p>
<p>③ 石炭灰、高炉水砕スラグ（注38）など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより、輸出の円滑化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 他国で安定的な需要のある石炭灰等の循環資源について、審査の考え方の見直し等、輸出手続きを迅速化・円滑化するための具体的な方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他国で安定的な需要のある石炭灰等の循環資源について、輸出相手国で環境汚染が生じないことを担保しつつ、輸出後の取扱いの確認に係る手続きの迅速化を図るため、平成27年5月に廃棄物の輸出に係る審査基準を改正。 	<p>③ 日本国内での利用量に限界がある一方で他国において安定した需要のある循環資源については、前回点検以降、輸出手続きの迅速化等が図られましたが、平成27年度に開催した有識者検討会のとりまとめ等を踏まえつつ、引き続き、輸出先での環境汚染が生じないことが担保されることを前提に、輸出の円滑化を図る必要があります。</p>
<p>④ 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国際的な循環資源の移動に当たっては、港湾における循環資源の取扱いにおいて積替・保管施設等を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国際的な循環資源の移動に当たっては、港湾における循環資源の取扱いにおいて積替・保管施設等を活用。 	<p>④ 引き続き、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保に関する取組等を推進していく必要があります。</p>

10 東日本大震災への対応

< 関連する取組指標 >

なし

(1) 災害廃棄物の処理			
関係省庁：環境省・国土交通省			
(第三次循環基本計画 第5章第2節の項目)	第1回点検の進捗状況 (平成25・26年度の取組)	第2回点検の進捗状況 (平成27年度の取組)	評価・課題
<p>東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン。平成23年5月16日環境省公表）、復興施策に関する事業計画と工程表、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（平成25年5月7日改定）等に基づき、着実に処理を進める。</p> <p>○大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用するなど、できる限りその再生利用を図り、地域における循環型社会の構築を進める。</p> <p>また、被災地では廃棄物の処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理についても着実に実施する。</p> <p>さらに、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、市町村から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、国が当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理として、東日本大震災で発生し、処理が困難な鉛が編み込まれた魚網や不燃物の篩下残渣等の受け入れ先を調整し、広域処理を実施、約62万トン进行处理。 ・きめ細やかな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて災害廃棄物の処理を完了。 ・再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量となり、公共事業にて約1,339万トンを利用。 ・処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続。また、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日法律第99号）に基づき災害廃棄物の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施。 ・大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用（平成26年度：仙台市（津波堆積土等）約4.3万m³）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続。また、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき災害廃棄物の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施。（広野町は仮設減容化処理施設において処理を実施中。南相馬市は仮設焼却施設設置に向けて工事中。） ・大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用（平成26年度：仙台市（津波堆積土等）約4.3万m³）。 	<p>○ 災害廃棄物の処理は大半が終了し、その多くが再生利用されましたが、引き続き、処理の完了していない福島県の一部の地域については、きめ細やかな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す必要があります。</p>

(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

関係省庁：環境省・農林水産省

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）、指定廃棄物（注39）の今後の処理の方針（平成24年3月環境省公表）等に基づき、適正かつ安全に処理を進める。

また、廃棄物の再生利用時に、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、引き続き、関係府省間の緊密な連携を図る。

なお、放射性物質を含む廃棄物の処理を法制上どのように恒久的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行う。

- 福島県内の汚染廃棄物対策地域では、平成25年12月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しを踏まえ、各市町村で仮置場の整備を進め、大熊町、楡葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町及び葛尾村の8市町村で、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けを除き完了。

- 福島県内の指定廃棄物に関しては、平成25年12月に既存の管理型処分場（フクシマエコテック）の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受入れを要請。

- 各市町村で仮置場の整備を進め、浪江町及び富岡町においては、帰還困難区域を除いて、平成27年度中に、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了を目指す。

- 仮設焼却施設については、7市町村において設置することとしており、飯館村小宮地区・蕨平地区、川内村、富岡町、南相馬市、葛尾村及び浪江町においては、焼却処理を実施中。

- 福島県内の指定廃棄物に関しては、既存の管理型処分場の活用については、平成26年の町議会や住民説明会等を踏まえ、平成27年6月に国有化を含めた国の考え方を福島県・富岡町・楡葉町に提示。これに対して、平成27年8月に県・両町から国に対する申入れが行われ、これを受けて、平成27年11月にその申入れを踏まえた国の考え方を再度提示した。その後、平成27年12月に県・両町から、苦渋の決断ではあるが、当該処分場の活用を容認する意向が表明された。

○ 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、住民とのコミュニケーションも図りながら、引き続き適正かつ安全に処理を進める必要があります。

○ 引き続き、廃棄物の再生利用時には、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、関係府省間の緊密な連携を図る必要があります。

○ 中間貯蔵施設については、引き続き、地権者への丁寧な説明を進めるとともに、そのご理解を得ながら、除去土壌等の継続的な搬入に向けた取組をすすめていく必要があります。

	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 26 年 2 月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中間貯蔵施設の設置候補地を 3 町から 2 町に集約する旨等を回答。 • 既存の管理型処分場の活用については、地元の富岡町及び楡葉町の当局や議会への説明を経て、平成 26 年 4 月に楡葉町、6 月に富岡町に対し住民説明会を開催。その後、平成 27 年 2 月に富岡町議会への説明を実施。 • 中間貯蔵施設の整備については、住民説明会を実施し、そこでの意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像を提示。これに対し、福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、大熊・双葉両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達され、地権者を対象にした説明会を開催。その後、平成 26 年 12 月には、大熊町、平成 27 年 1 月には双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認。 • 減容化事業については、福島市堀河町終末処理場、県中浄化センターにおいて、下水汚泥の減容化処理を完了。鮫川村においては村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成 25 年 8 月から開始。 	<ul style="list-style-type: none"> • 中間貯蔵施設については、地権者への丁寧な説明や用地交渉の体制確保等の用地確保に関する取組を進め、用地の状況に応じた施設整備と継続的な搬入を実施。 • 減容化事業のうち、堀河町終末処理場は、平成 27 年 6 月から解体工事を実施。鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、焼却を完了。 	
--	---	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> • 福島県外の指定廃棄物については、保管状況がひっ迫している5県（宮城、茨城、栃木、群馬、千葉）における処理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめ、宮城県、栃木県、千葉県それぞれにおいて選定手法が確定。その後、宮城県においては、平成26年1月に、詳細調査を実施する候補地を3か所提示し、国・県・候補地3市町による関係者会談や、市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成26年8月に詳細調査を開始。栃木県においては、平成26年7月に詳細調査候補地を1か所提示。 • 再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを実施。また、平成25年10月には、公共工事における建設副産物の再生利用の安全性確保に係る考え方を、内閣府支援チームとりまとめで6府省庁より周知。引き続き、安全性を十分に確保して、可能な限り廃棄物の再生利用を実施。 • 農林水産省のHPに飼料の暫定許容値の設定に係る関係通知、Q&Aや関係者向けのリーフレットを掲載し、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> • 県中・県南等の24市町村の農林業系廃棄物については、田村市・川内村における減容化事業において処理をするため、仮設焼却施設の設置に向け手続き中。 • 宮城県及び栃木県においては県民向けフォーラムを開催する等、丁寧な説明を実施。 • 千葉県では、平成27年4月に、詳細調査を実施する候補地を1か所提示。その後、地元議会での説明や住民向け説明会を実施。 • 茨城県においては、平成27年4月、平成28年2月に「一時保管市町村長会議」を開催し、処理方針を決定。 • 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを実施。 • 農林水産省のHPに飼料の暫定許容値の設定に係る関係通知、Q&Aや関係者向けのリーフレットを掲載し、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底。 	
--	---	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> • 肥料について、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料を採取し、放射性セシウム濃度の測定を実施。（平成25年6月～平成27年3月まで、134点） 	<ul style="list-style-type: none"> • 肥料について、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料を採取し、放射性セシウム濃度の測定を実施。（平成27年4月～平成27年9月まで、51点） 	
--	--	---	--

VI 今後の展開の方向

(※Ⅲ(循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・課題)、Ⅳ(取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題)、Ⅴ(国の主な取組状況)をとりまとめたもの)

1. 計画達成に向けた展開の方向

(1) 資源生産性

本計画の主要な目標である「資源生産性」は、平成23年度をピークとして近年減少しており、目標値(平成32年度で46万円/ト) (直近の平成25年度では37.8万円/ト)の達成に向けた状況は厳しくなっています。

その背景としては、長期的にはGDPがほぼ横ばいであるのに対して大規模公共工事の減少や産業構造の変化等により国内の非金属鉱物資源の天然資源等投入量の減少が止まっており、短期的には非金属鉱物資源や化石系資源の資源生産性が微減または横ばい傾向にあるためと推測されます。資源生産性の目標値を達成するためには、2R(リデュース・リユース⇒(4)及び(7)参照)や、リサイクルの徹底等(⇒(8)参照)を図っていく必要があります。

その一方で、資源生産性については、情報技術等を活かした生産性の向上や低炭素社会の構築など、社会経済動向や3R以外の取組の影響も大きいことから、こうした社会経済動向や関連取組を踏まえつつ取り組んでいく必要があります。

(2) 循環利用率

本計画の主要な目標である「循環利用率」は、平成22年度以降横ばいであったものが、平成25年度は前年度と比べて上昇しています(15.2%⇒16.1%)。

その背景国民1人当たりの資源消費量としては、平成25年度に法律上の廃棄物に該当しない循環資源の量が増大したためであり、このまま上昇が進めば、目標値(平成32年度で17%)の達成が見込まれます。このため、平成25年度の循環利用率の上昇が一過性のものでないか、要因分析を行うとともに、引き続き一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクルの徹底を図っていく必要があります(⇒(8)参照)。

なお、本目標は「量」に着目したものとなっていますが、環境への影響等も踏まえ、金属資源の積極的な循環利用など、「質」も考慮しながら循環利用率の向上を図っていく必要があります。また、循環資源の輸出量の増大を踏まえ、適正な国際資源循環を構築する必要があります。

(3) 最終処分量

本計画の主要な目標である「最終処分量」は、微減傾向が続いており、直近の平成25年度(16.3百万ト)では既に目標値(平成32年度で17百万ト)を達成しています。

一方で、産業廃棄物のリサイクルの大きな割合を占めるがれき類やばいじんは、今後リサイクルの行き場を失い最終処分されるおそれがあることから、対策を講

する必要があります（⇒（８）参照）。

（４）その他の目標（一般廃棄物の減量化）

本計画において目標が設定されている指標のうち、「一般廃棄物の減量化」については、「１人１日当たりのごみ排出量」、「１人１日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」のいずれについても、年々削減が進みつつあるものの、削減の度合いは近年低下、あるいは横ばいとなっています。「１人１日当たりのごみ排出量」及び「１人１日当たりの家庭系ごみ排出量」の目標値達成は予断を許さず、「事業系ごみ排出量」の目標値達成に向けた状況は厳しくなっています。

そのため、これらの要因の分析を踏まえ、厨芥類削減や食品ロス削減、ごみ有料化の推進等を図る必要があります（⇒（７）参照）。

（５）その他の目標（循環型社会に関する意識・行動）

本計画において目標が設定されている指標のうち、「循環型社会に関する意識・行動」については、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識」は減少傾向にあり、「具体的な３Ｒ行動の実施率」についてはほぼ横ばいであり、目標値達成に向けた状況は厳しくなっています。

また、意識と行動が乖離していることから、認識があっても実際の行動へつなげることにハードルがあると考えられます。そのため、単なる認知にとどまらず行動に至るような効果的な発信、循環資源フローの情報提供、見える化ツールの積極的発信等を行う必要があります。

（６）その他の目標（循環型社会ビジネス市場規模）

本計画において目標が設定されている指標のうち、「循環型社会ビジネス市場規模」については、平成 25 年度の市場規模が、目標の基準年である平成 12 年の約 1.1 倍に留まっており、目標値（平成 32 年度において平成 12 年度の約 2 倍）達成に向けた状況は厳しくなっています。

そのため、産業廃棄物処理業者の優良認定といった取組に加え、市場拡大のため、２Ｒの取組（⇒（７）参照）やリサイクルの徹底（⇒（８）参照）を進めて行く必要があります。

（７）２Ｒの取組

本計画においては循環利用率目標等達成のため、各主体による２Ｒの取組の推進を図ることとなっています。

そのため、消費者のライフスタイルの変革（食品ロス削減や、廃棄物の排出の少ない商品の購買行動など）、２Ｒが進む社会経済システムの導入、健全なりユース市場の形成等が必要です。

また、取組状況を正確に把握し、個々の取組を更に進展させるための方策について検討を行うとともに、取組の目標の設定により取組を促進することも考えられます。

(8) リサイクルの徹底

本計画においては資源生産性目標、循環利用率目標、最終処分量目標等の達成のため、各主体によるリサイクルの取組の推進を図ることとなっています。また、リサイクル推進のためには、環境配慮設計やグリーン購入等（⇒(9)参照)を進める必要があります。

そのため、一般廃棄物については、必要な条件等を整理・分析した上で、特例制度（再生利用指定制度など）を活用しつつ、単純焼却されていた紙類・厨芥類・プラスチック類等の再生利用を進める必要があります。また、家電四品目や小型家電の回収率向上のための回収体制の構築を図る必要があります。

産業廃棄物については、リサイクルが進んでいるものの、その大きな割合を占めるがれき類・ばいじんは、いずれも建設資材等（再生骨材、セメント原料）が主要な用途であり、建設需要が低下した場合等に行き場を失うおそれがあることから、今後、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要です。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要があります。

(9) 環境配慮設計、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大、有用金属情報の共有

3Rの推進のためには、業種を踏まえた環境配慮設計、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大を図っていく必要があります。

また、個々のリサイクル事業者や市町村では、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大は難しいことから、関連する業界や都道府県などを含めた連携が必要です。さらに、循環資源の原料利用を進めるためには、循環資源の基準の設定や需要創出等が必要です。

一方で、リサイクルの効率化のためには、現在取組が進んでいない、製造事業者とリサイクル事業者間での有用金属の含有情報等の共有化のための取組を行う必要があります。

(10) 各主体のネットワーク化・プラットフォーム化

3Rの推進のためには、地域の自治体、動脈・静脈事業者、NPO、消費者、大学等の学術・研究機関、地域の金融機関等がネットワークを構築するとともに、ノウハウを有する主体がコーディネーターとしての役割を担うことが必要です。

また、各主体が行っている取組やノウハウを共有するプラットフォームにおいて、知見を効率的に統合することが必要です。

(11) 適正な国際資源循環の推進

我が国としての適正な資源循環を確保するため、引き続き、有害廃棄物の不法輸出入に対する対策の強化を図るとともに、環境負荷低減等に資する循環資源の国際的な移動の円滑化が図られるよう輸入手続きの迅速化等を進めることが必要です。また、国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進、

国際的な資源循環に関する研究を進めることが必要です。

(12) 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組

本年度に定められた持続可能な開発目標 (SDGs) は、2030年までの達成を、我が国を含めて世界各国が求められており、その詳細は今後定まっていくこととなりますが、本計画においても、関連するSDGsの達成に向けた取組とそのフォローアップを行っていく必要があります。

具体的には、資源生産性の向上や持続可能な消費と生産への取組、天然資源の持続可能な管理及び効率的利用、食品ロスなどの食品廃棄物の削減、リデュース・リユース・リサイクルなどを進めて行く必要があります。

2. 今後の進捗点検の展開の方向

(1) 各種指標の要因分析

資源生産性、循環利用率、最終処分量、一般廃棄物の減量化等の各種指標について、その増減の要因分析の深掘り（各種3R施策、地球温暖化対策等の他の分野の対策・施策の影響と社会的要因の寄与分の分析など）を行い、目標達成に向けた有効な取組につなげていく必要があります。循環利用率の要因分析については廃棄物だけでなく法律上の廃棄物に該当しない循環資源も考慮した要因分析を行う必要があります。また、指標の分析にあたっては、欧州など海外との比較も視野に入れる必要があります。さらに、計画策定時からの社会経済状況の変化等を踏まえ、本計画上の取組でどこまで対応できるのかも考慮する必要があります。

(2) 2Rに関する指標、2Rのインパクトの分析

本計画では、2Rに関して様々な断面で指標を設定しているが、国全体としての2Rの取組状況を判断することができる指標は設定されていません。そのため、国全体としての2Rの進捗状況を測る仕組みと、2Rの取組のインパクトを評価するための手法について検討を行う必要があります。

(3) 環境配慮設計、循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に向けた取組分析

環境配慮設計や循環資源を原料として用いた製品の需要拡大に関する取組は、主に事業者により様々な自主的取組が実施されていますが、国全体としての取組状況を把握することが出来ないため、まずは実態を把握し、取組を進める上での障害要因を明らかにする必要があります。

(4) 業界ごとの特性に応じた指標の検討と評価

各種指標について、業界ごとの特性に応じて、事業者の努力が適正に反映させることができるような指標を検討する必要があります。

また、各業界の自主的取組を国際的にアピールできるよう、それらの取組を適切に評価するための仕組みづくりを進める必要があります。